

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|----------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年1月12日 |
| 【発行者名】 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 雄谷 敦史 |
| 【電話番号】 | 03-6447-6147 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】 | 世界のサイフ（資産成長型） |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】 | 継続募集額 上限5兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

世界のサイフ（資産成長型）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成24年1月13日から平成25年1月11日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

世界の短期債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|--------------|-----------------|-----------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (除く日本) | ファミリーファンド | あり () |
| | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年4回 | 北米 | | |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | その他 | 中南米 | | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 高 格付)) | () | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般 高格付））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（除く日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



原則として、高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。

- 投資対象は日本を除く経済協力開発機構(OECD)加盟国およびこれらに準ずる国の通貨建ての短期債券などとしします。
- 原則として、相対的に高金利の10通貨に均等分散します。
- 投資対象債券は、原則として高格付の短期債券とします。
- 原則として為替ヘッジは行ないません。



年1回、決算を行ないます。

- 年1回(10月12日(休業日の場合は翌営業日))決算を行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

相対的に高金利の通貨建て資産に投資し、利子収入などを 中心とする安定的な収益の確保をめざします。

- 日本を除く経済協力開発機構(OECD)*1加盟国およびこれらに準ずる国*2の中から、相対的に高金利の通貨を選んで投資します。

<投資対象通貨となる国・地域の格付>

| 国名 | 通貨 | S&P社 | ムーディーズ社 |
|----------|-------|------|---------|
| カナダ | ドル | AAA | Aaa |
| イギリス | ポンド | AAA | Aaa |
| ドイツ | ユーロ | AAA | Aaa |
| デンマーク | クローネ | AAA | Aaa |
| スイス | フラン | AAA | Aaa |
| スウェーデン | クローナ | AAA | Aaa |
| ノルウェー | クローネ | AAA | Aaa |
| オーストラリア | ドル | AAA | Aaa |
| アメリカ | ドル | AA+ | Aaa |
| ニュージーランド | ドル | AA+ | Aaa |
| チリ | ペソ | AA | Aa3 |
| チェコ | コルナ | AA | A1 |
| イスラエル | シケル | AA- | A1 |
| 韓国 | ウォン | A+ | A1 |
| ポーランド | ズロチ | A | A2 |
| メキシコ | ペソ | A- | Baa1 |
| アイスランド | クローネ | BBB- | Baa3 |
| ハンガリー | フォリント | BBB- | Ba1 |
| トルコ | リラ | BBB- | Ba2 |
| 香港 | ドル | AAA | Aa1 |
| 南アフリカ | ランド | A | A3 |
| ブラジル | レアル | A- | Baa2 |

※左記の格付は2011年11月末時点で自国通貨建長期債務に対して付与されているものです。

(*1) OECD(経済協力開発機構)とは

①財政金融上の安定を維持しながら雇用、生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する、
②発展途上国経済の健全な拡大に寄与する、
③世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献する、
などを目的として1961年に発足した機構であり、30カ国を超える国が加盟しています。

(*2) OECD加盟国に準ずる国とは

当ファンドでは、自国通貨建長期債務に対してS&P社よりAマイナス格以上、もしくはムーディーズ社よりA3格以上の格付を取得している国と定義しています。

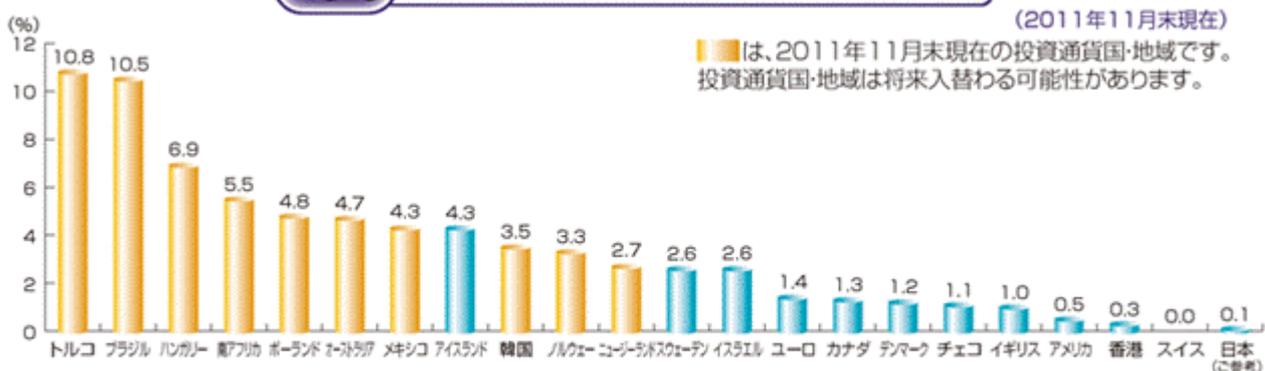
原則として、10通貨に均等分散します。

- 通貨選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや短期市場の流動性等も考慮します。
- 投資通貨の見直しは年2回行ないます。ただし、必要と判断した場合は別のタイミングで一部投資通貨の入れ替えを行なうことがあります。
- 原則として為替ヘッジは行なわず、投資通貨を分散することで為替変動リスクの低減をめざします。ただし、投資通貨が日本円に対して全般的に急激に変動するような局面においては、リスクが大きくなる場合があります。

※原則として、10通貨への投資配分は概ね均等を維持しますが、流動性や金利状況などを勘案して、組入通貨数が10とまらない場合や各通貨への投資配分を均等としない場合があります。

※流動性などを考慮して、限定的に為替予約取引等を利用して各通貨への実質的な投資を行なう場合があります。

ご参考 <投資対象通貨となる国・地域の短期(3ヵ月)金利>



※上記の金利と実際の組入債券の金利水準は異なります。

※データ取得の都合上、チリの金利は記載していません。

※上記グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものでも、上記の国・地域の債券を組み入れることを約束するものでも推奨するものでもありません。

複数の通貨に投資し、為替変動リスクの低減をめざします。

- 高金利通貨への投資は、単一通貨ではややリスクが高いものの、組み合わせて投資することで、リスク水準を低減することが期待できます。
- ※ただし、投資通貨が日本円に対して全般的に急激に変動するような局面においては、リスクが大きくなる場合があります。

【参考】＜為替変動リスク(対円)の比較＞



(信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成)

- ※上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。
- ※上記は過去のものであり、将来の運用成果、リスク水準等を約束するものではありません。
- ※グラフ中の当ファンドのリスクは、基準価額の日次リターン標準偏差を年率換算したものです。
- ※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の分配金込基準価額の値です。分配金込基準価額とは、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであることにご留意ください。
- ※グラフ中の当ファンドのリスクは、通貨の動き、債券の金利収入・価格変動の影響を受けますので、為替変動リスク以外のリスク(金利変動リスク、信用リスクなど)も含まれます。
- ※上記は2011年11月末現在の投資通貨です。当ファンドの投資通貨は時期によって異なります。

高格付の債券に投資し、信用リスクの低減をめざします。

- 安全性を重視した資産に投資し、安定した運用をめざします。

【投資対象となる有価証券・金融商品の格付】

| 長期格付 | 短期格付 |
|------|------|
| Aaa | P-1 |
| Aa | P-2 |
| A | |
| Baa | P-3 |
| Ba | |
| B | NP |
| Caa | |

↑ 高信用度
↓ 低信用度

↑ 投資対象

※上記の格付表記はムーディーズ社の表記です。

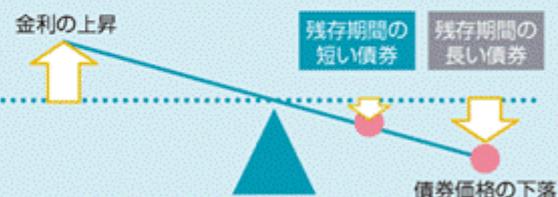
- 国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、ABS、コマーシャル・ペーパーなどを主要投資対象とします。
- 原則として、買付時において長期格付でA格相当以上^(*)または短期格付でP-2格相当以上の格付が付与されているものに投資します。
- (*)S&P社でAマイナス格以上、ムーディーズ社でA3格以上を表します。
- ※格付は、買付後に変更になる場合があります。

短期債券に投資し、金利変動に伴う価格変動リスクの低減をめざします。

- 残存期間は1年以内(変動利付債券の場合は10年以内)の債券に投資します。
- ポートフォリオの平均残存期間は180日以内とします。

【債券の価格特性】

一般に金利が上昇すると、債券の価格は下落します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ、金利変動時の価格変動が相対的に軽微になります。



※上記はイメージ図です。

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

信託金限度額

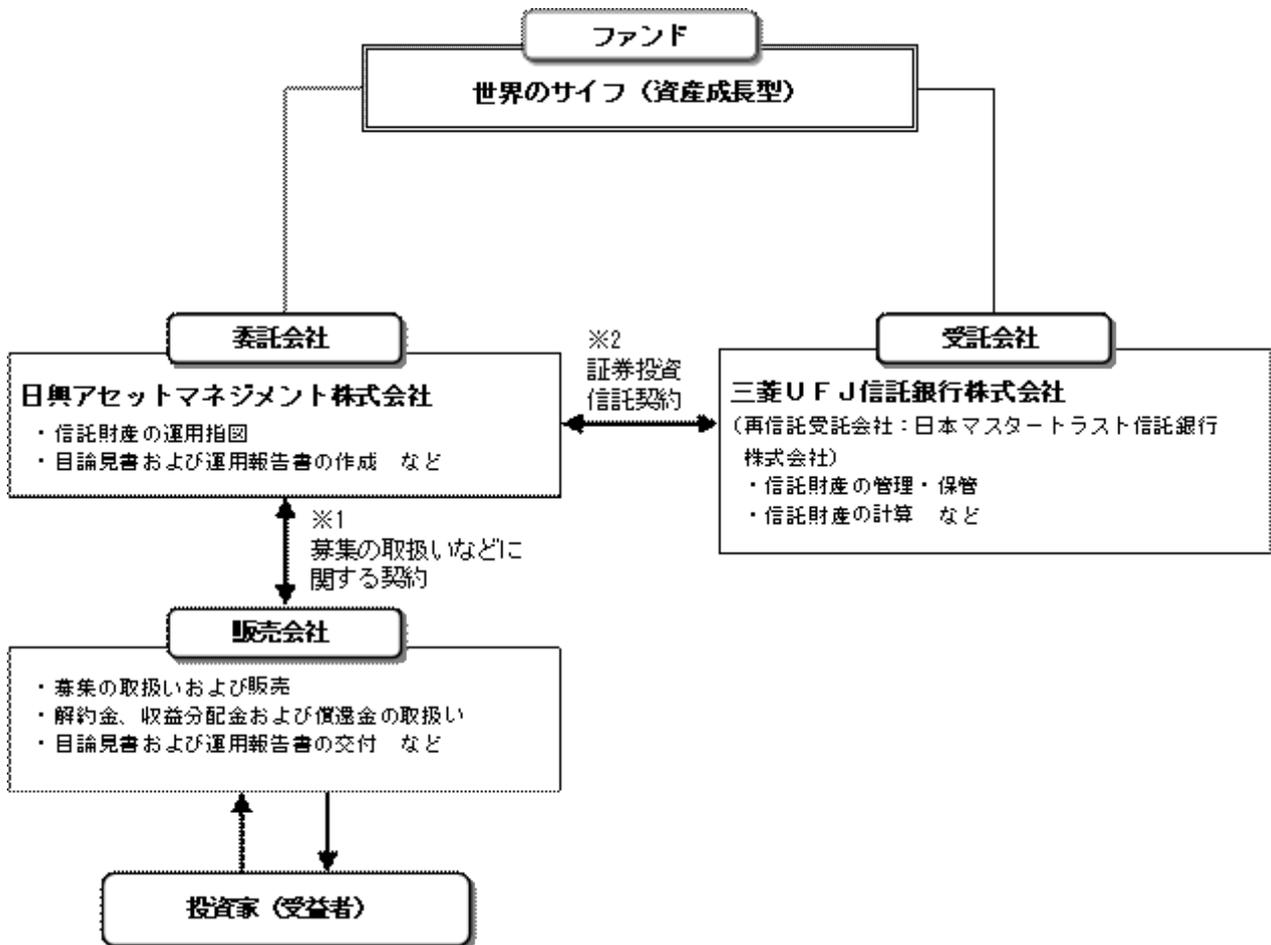
- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年11月12日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

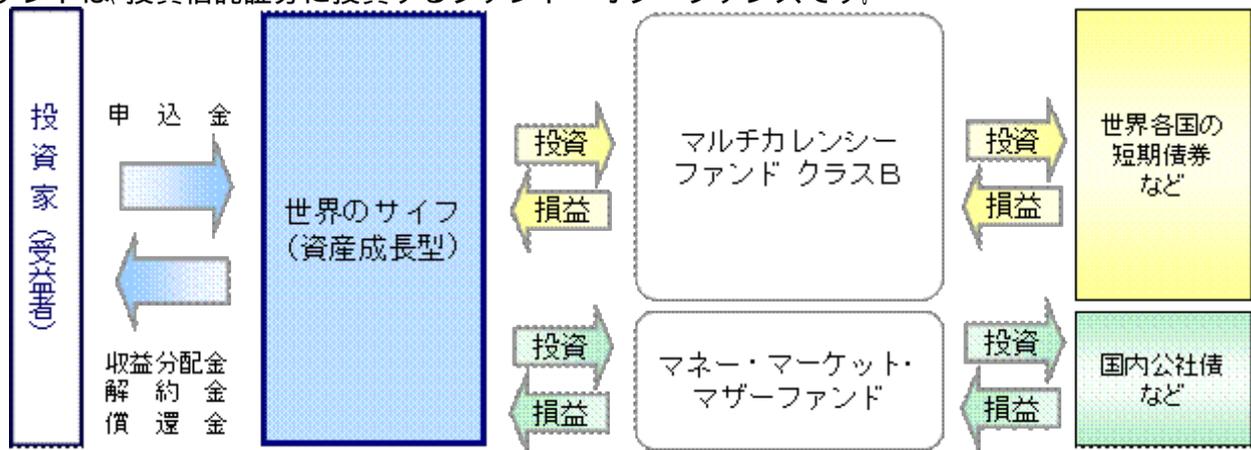
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成23年11月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---------------|---|--------------|--------|
| 住友信託銀行株式会社 | 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 | 179,869,100株 | 91.29% |
| DBS Bank Ltd. | 6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809 | 14,283,400株 | 7.24% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

- 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みません。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」
- 2) 証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
- 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

1) 資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要

< マルチカレンシーファンド クラスB >（ケイマン籍円建外国投資信託）

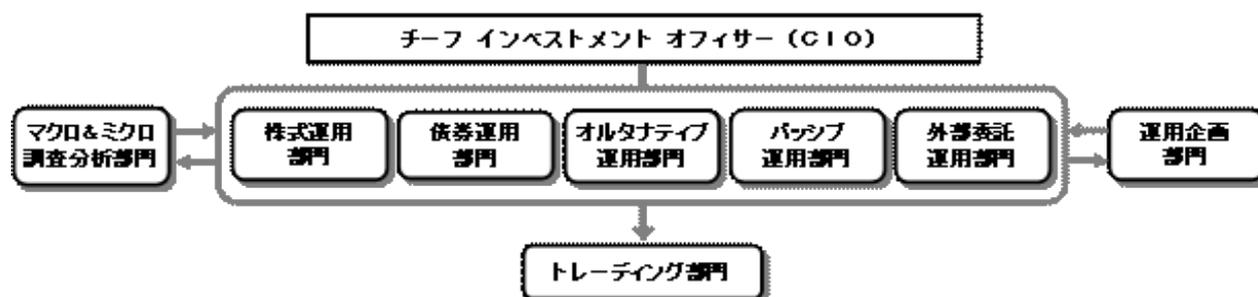
| 運用の基本方針 | |
|-----------|--|
| 基本方針 | 利子収入などを中心とする安定的な収益の獲得をめざします。 |
| 主な投資対象 | 世界の短期債券（国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、ABS、コマーシャル・ペーパーなど）を主要投資対象とします。 |
| 投資方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済協力開発機構（OECD）加盟国（これらに準ずる国を含みます。）の通貨の中から金利が高い通貨を10程度選別し、それらの短期債券市場に投資します。 ・ 投資対象通貨は、原則として年2回程度見直します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 |
| 収益分配 | 原則として毎月6日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。 |
| ファンドに係る費用 | |
| 信託報酬など | <p>純資産総額に対して年率0.25405%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。）</p> <p>上記の信託報酬率は、当該投資信託証券の純資産総額が1,300億円の場合の概算値です。（1米ドル=117円として計算）</p> <p>信託報酬は、純資産総額に定率（年率0.25%～0.27%）を乗じて得た額と、固定報酬として年額5,000米ドル（純資産総額に対し年率0.00045%相当）を合計した額です。</p> <p>純資産総額や為替相場などによって上記の信託報酬率は変動します。</p> |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 事務費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用など。 |
| その他 | |
| 投資顧問会社 | 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド |
| 管理会社 | 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド |
| 信託期間 | 2106年12月31日まで |
| 決算日 | 原則として、毎年2月末日 |

<マネー・マーケット・マザーファンド>

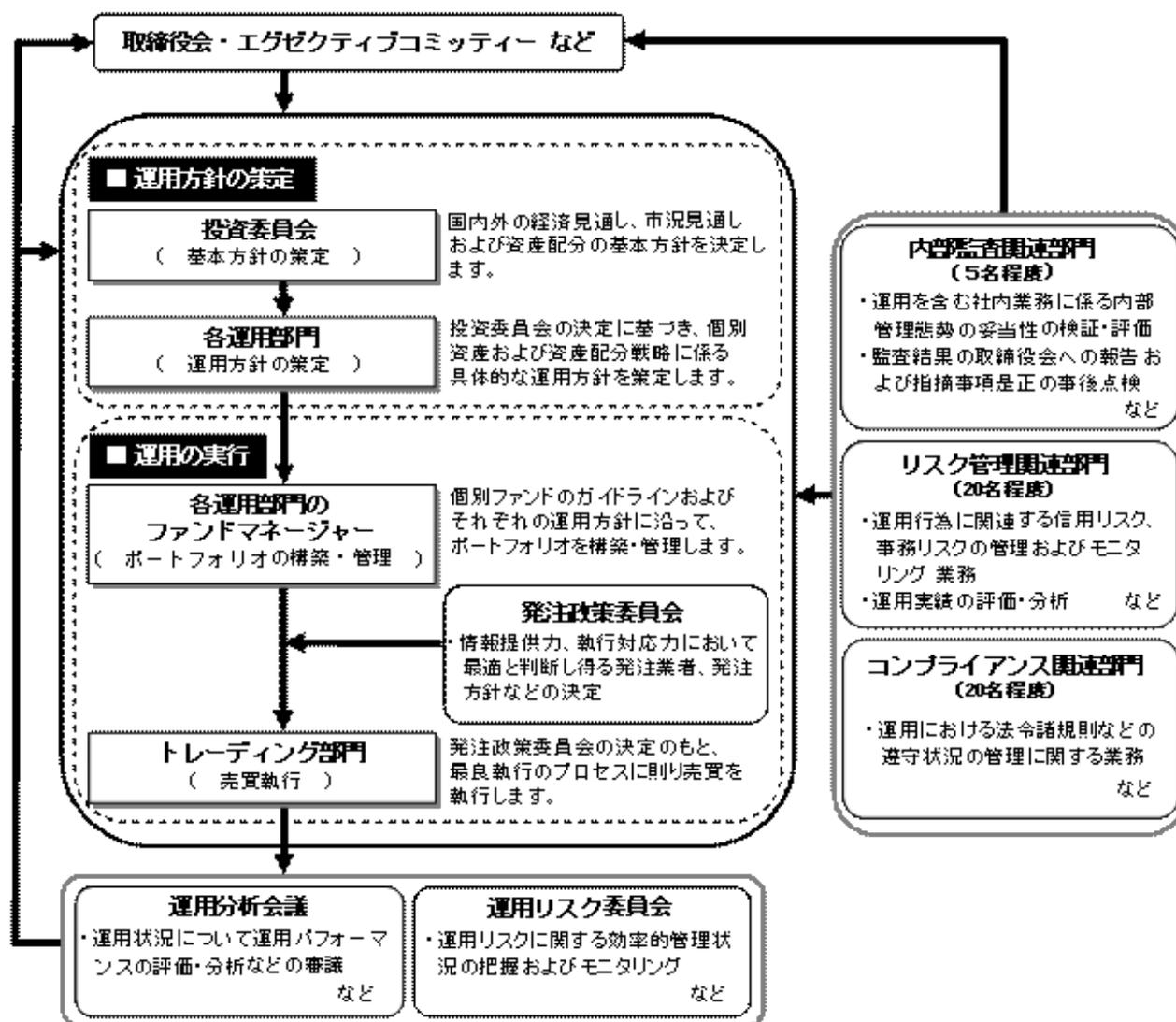
| 運用の基本方針 | |
|-----------|--|
| 基本方針 | 公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。 |
| 主な投資対象 | わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 |
| 収益分配 | 収益分配は行ないません。 |
| ファンドに係る費用 | |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など、上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 |
| その他 | |
| 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 信託期間 | 無期限（平成16年3月10日設定） |
| 決算日 | 毎年1月20日（休業日の場合は翌営業日） |

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成23年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・ 格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

< その他の留意事項 >

・ システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・ 投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

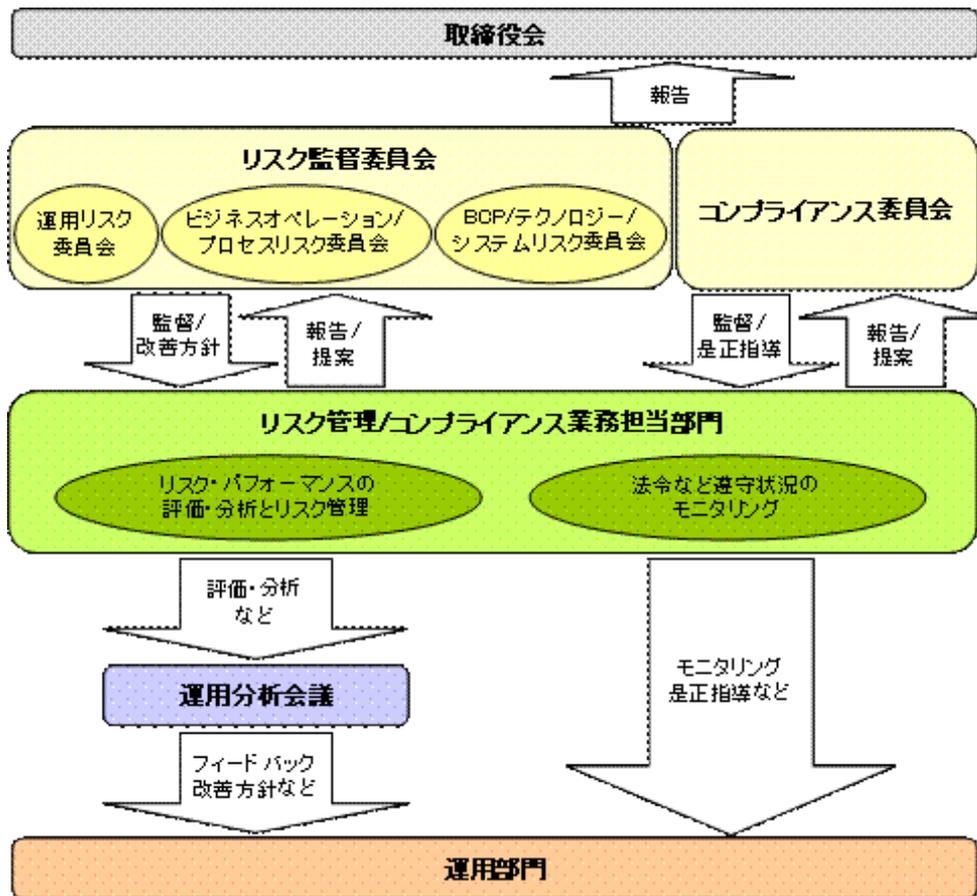
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用

業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成23年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

| 信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞ | |
|---------------------|------------------------|
| 当ファンド | 0.6825%（税抜0.65%） |
| 投資対象とする投資信託証券 | 0.25405%程度 |
| 実質的負担 | 0.93655%（税抜0.90405%）程度 |

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.6825%（税抜0.65%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする「マルチカレンシーファンド クラスB」の組入れに係る信託報酬率（年率）0.25405%程度 がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.93655%（税抜0.90405%）程度となります。
投資対象とする投資信託証券の信託報酬率は、当該投資信託証券の純資産総額が1,300億円の場合の概算値です。（1米ドル=117円として計算）
投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- * 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

| 純資産総額 | 信託報酬率（年率） | | | |
|----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 100億円以下の部分 | 0.6825% (0.65%) | 販売会社と受託会社への配分を除いたもの | 0.4725% (0.45%) | 0.0525% (0.05%) |
| 100億円超 200億円以下の部分 | | | 0.5250% (0.50%) | 0.0315% (0.03%) |
| 200億円超の部分 | | | 0.5775% (0.55%) | 0.0315% (0.03%) |

括弧内は税抜です。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定し、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息、

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

「マルチカレンシーファンド クラスB」

- ・ 事務費用
- ・ 資産の保管費用
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 設立に係る費用
- ・ 法律顧問費用
- ・ 監査費用 など

「マネー・マーケット・マザーファンド」

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成26年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、平成26年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、平成26年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

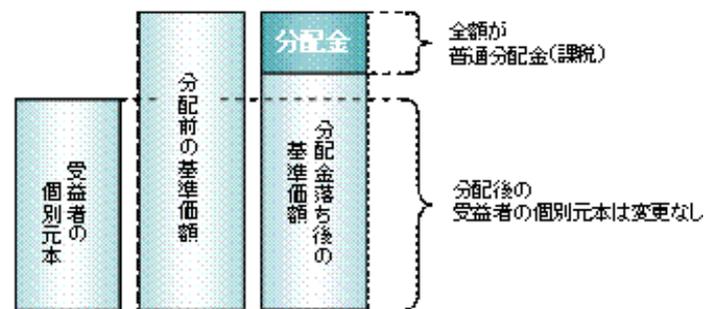
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

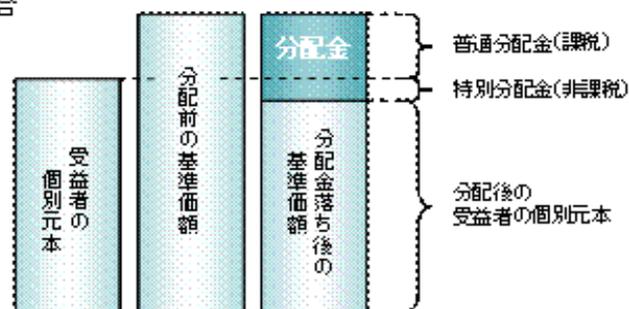
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2011年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン島 | 557,453,286 | 99.53 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 543,797 | 0.10 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | - | 2,066,616 | 0.37 |
| 合計(純資産総額) | | 560,063,699 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率(%) |
|-------|-----------|-------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| ケイマン島 | 投資信託受益証券 | マルチカレンシーファンド クラスB | 1,283,567,318 | 0.42 | 540,276,588 | 0.4343 | 557,453,286 | 99.53 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 535,972 | 1.0144 | 543,741 | 1.0146 | 543,797 | 0.10 |

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.53 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合計 | 99.63 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

| 期別 | | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|------------|-------------|------------|------|--------------|--------|
| | | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1計算期間末 | 2009年10月13日 | 227 | 227 | 1.1897 | 1.1897 |
| 第2計算期間末 | 2010年10月12日 | 554 | 557 | 1.1187 | 1.1247 |
| 第3計算期間末 | 2011年10月12日 | 542 | 545 | 1.0152 | 1.0212 |
| 2010年10月末日 | | 554 | - | 1.1071 | - |
| 11月末日 | | 657 | - | 1.1067 | - |
| 12月末日 | | 648 | - | 1.1005 | - |
| 2011年1月末日 | | 641 | - | 1.1102 | - |
| 2月末日 | | 550 | - | 1.1192 | - |
| 3月末日 | | 693 | - | 1.1651 | - |
| 4月末日 | | 714 | - | 1.2011 | - |
| 5月末日 | | 704 | - | 1.1673 | - |
| 6月末日 | | 642 | - | 1.1764 | - |
| 7月末日 | | 627 | - | 1.1457 | - |
| 8月末日 | | 608 | - | 1.1044 | - |
| 9月末日 | | 560 | - | 1.0125 | - |
| 10月末日 | | 560 | - | 1.0469 | - |

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|-------------------------|--------------|
| 第1期 | 2008年11月12日～2009年10月13日 | 0 |
| 第2期 | 2009年10月14日～2010年10月12日 | 0.0060 |
| 第3期 | 2010年10月13日～2011年10月12日 | 0.0060 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率(%) |
|-----|-------------------------|--------|
| 第1期 | 2008年11月12日～2009年10月13日 | 18.97 |
| 第2期 | 2009年10月14日～2010年10月12日 | 5.46 |
| 第3期 | 2010年10月13日～2011年10月12日 | 8.72 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----|-------------------------|-------------|-------------|
| 第1期 | 2008年11月12日～2009年10月13日 | 339,319,892 | 148,183,690 |
| 第2期 | 2009年10月14日～2010年10月12日 | 488,694,194 | 184,275,880 |
| 第3期 | 2010年10月13日～2011年10月12日 | 365,028,802 | 326,137,686 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

以下の運用状況は2011年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|-------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 49,985,036 | 23.44 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | - | 163,278,330 | 76.56 |
| 合計(純資産総額) | | 213,263,366 | 100.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 数量又は額面総額 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|------|------|-------------|-------|------------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|
| 日本 | 国債証券 | 第226回国庫短期証券 | | 2012/01/12 | 30,000,000 | 99.97 | 29,993,956 | 99.98 | 29,993,956 | 14.06 |
| 日本 | 国債証券 | 第227回国庫短期証券 | | 2012/04/10 | 20,000,000 | 99.95 | 19,991,080 | 99.96 | 19,991,080 | 9.37 |

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 23.44 |
| 合計 | 23.44 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)
運用実績

2011年10月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 10,469円
純資産総額…………… 5.60億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2009年10月 | 2010年10月 | 2011年10月 | 設定来累計 |
|----------|----------|----------|-------|
| 0円 | 60円 | 60円 | 120円 |

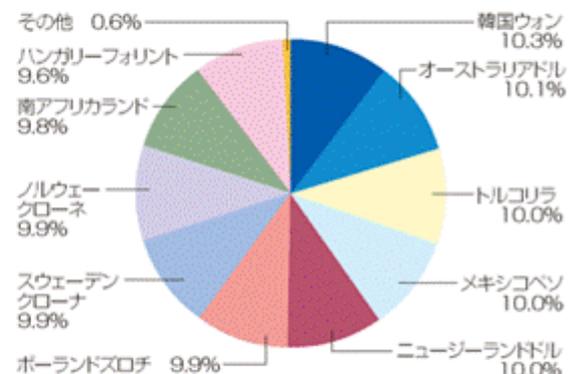
主要な資産の状況

<資産構成比率>

| | |
|-------------------|-------|
| マルチカレンシーファンド クラスB | 99.5% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.1% |
| 現金その他 | 0.4% |

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

<外国通貨別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

<格付別構成比>

| | | |
|--------|-------|-------|
| 短期金融商品 | P-1 | 61.3% |
| | P-2 | 0.0% |
| | P-3以下 | 0.0% |
| | 平均格付 | P-1 |
| 債券 | Aaa | 26.5% |
| | Aa | 8.5% |
| | A | 12.0% |
| | Baa以下 | 0.0% |
| | 平均格付 | Aa1 |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's, S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<公社債別構成比>

| | |
|------------|-------|
| ソブリン債 | 56.0% |
| 社債・その他 | 52.4% |
| 社債 | 25.3% |
| ABS | 0.0% |
| コマーシャルペーパー | 27.1% |
| その他 | 0.0% |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

※上記は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。
※2011年は、2011年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
・収益分配金を自動的に再投資するコースです。
・なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
英国証券取引所の休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドンの銀行休業日
ニューヨークの銀行休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

| |
|--|
| 日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 |
|--|
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) 償還乗換
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (11) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
英国証券取引所の休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドンの銀行休業日
ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
1 口単位
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

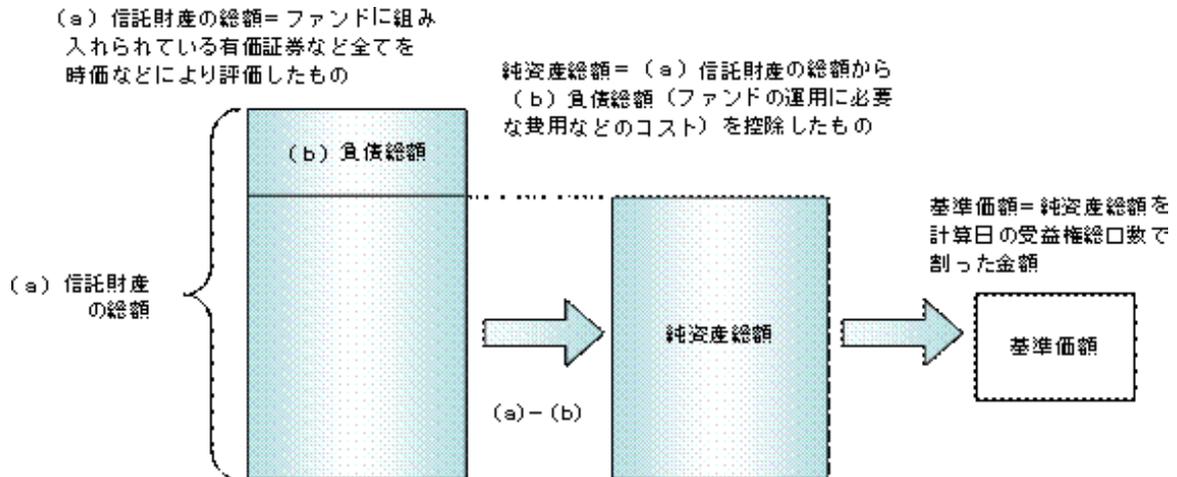
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成30年10月12日までとします（平成20年11月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難

な場合

- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 八) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

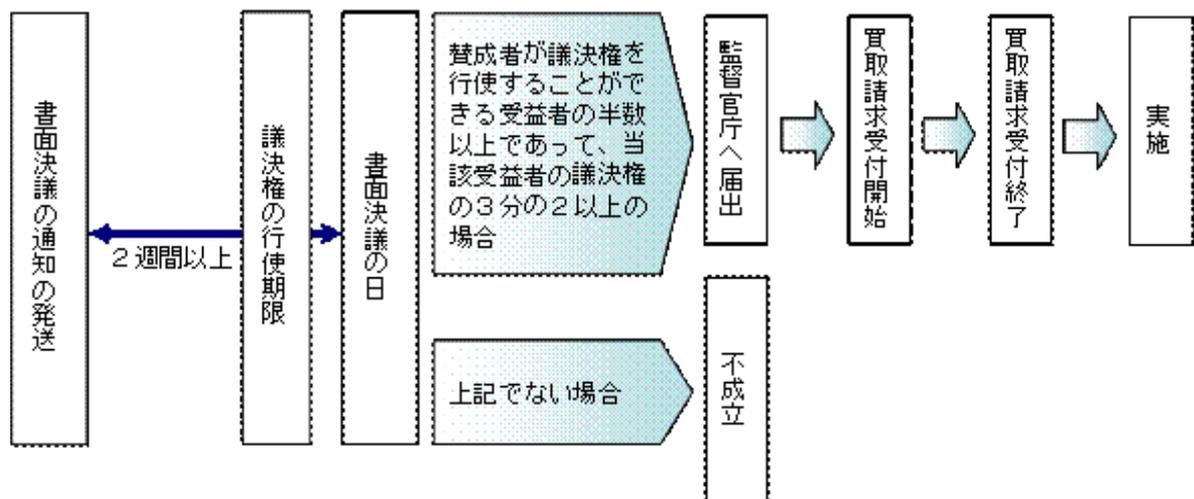
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号、その後の改正を含みます。)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成21年10月14日から平成22年10月12日まで)及び第3期計算期間(平成22年10月13日から平成23年10月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

世界のサイフ（資産成長型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第2期 (平成22年10月12日) | 第3期 (平成23年10月12日) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 11,194,680 | 15,273,383 |
| 投資信託受益証券 | 547,634,831 | 534,526,778 |
| 親投資信託受益証券 | 556,434 | 525,769 |
| 未収入金 | 109,428 | 13,749 |
| 未収利息 | 19 | 38 |
| 流動資産合計 | 559,495,392 | 550,339,717 |
| 資産合計 | 559,495,392 | 550,339,717 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 2,973,327 | 3,206,673 |
| 未払解約金 | - | 1,790,258 |
| 未払受託者報酬 | 132,346 | 167,212 |
| 未払委託者報酬 | 1,588,870 | 2,007,281 |
| その他未払費用 | 417,304 | 615,228 |
| 流動負債合計 | 5,111,847 | 7,786,652 |
| 負債合計 | 5,111,847 | 7,786,652 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 495,554,516 | 534,445,632 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 58,829,029 | 8,107,433 |
| （分配準備積立金） | 53,768,058 | 104,228,659 |
| 元本等合計 | 554,383,545 | 542,553,065 |
| 純資産合計 | 554,383,545 | 542,553,065 |
| 負債純資産合計 | 559,495,392 | 550,339,717 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第2期 (自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日) | 第3期 (自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 61,036,242 | 103,121,854 |
| 受取利息 | 5,122 | 6,399 |
| 有価証券売買等損益 | 75,606,967 | 147,888,388 |
| 営業収益合計 | 14,565,603 | 44,760,135 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 224,894 | 333,452 |
| 委託者報酬 | 2,700,220 | 4,002,846 |
| その他費用 | 428,363 | 635,124 |
| 営業費用合計 | 3,353,477 | 4,971,422 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 17,919,080 | 49,731,557 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 17,919,080 | 49,731,557 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 17,919,080 | 49,731,557 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 2,281,952 | 6,501,313 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 36,267,873 | 58,829,029 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 73,427,524 | 47,661,858 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 73,427,524 | 47,661,858 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 32,255,913 | 38,943,911 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 32,255,913 | 38,943,911 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 2,973,327 | 3,206,673 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 58,829,029 | 8,107,433 |

（ 3 ） 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 期別 | 第2期 | 第3期 |
|-----------------|-----------|-------------------------------------|--------------------------------|
| | | 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 | 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |
| | 親投資信託受益証券 | 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| | 第2期 | 第3期 |
|---------------------|---------------|---------------|
| | 平成22年10月12日現在 | 平成23年10月12日現在 |
| 1. 期首元本額 | 191,136,202円 | 495,554,516円 |
| 期中追加設定元本額 | 488,694,194円 | 365,028,802円 |
| 期中一部解約元本額 | 184,275,880円 | 326,137,686円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 495,554,516口 | 534,445,632口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| | 第2期 | 第3期 |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | | |
| A 計算期末における費用控除後の配当等収益 | 47,293,639円 | 77,572,373円 |
| B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0円 | 0円 |
| C 信託約款に定める収益調整金 | 86,714,168円 | 136,079,767円 |
| D 信託約款に定める分配準備積立金 | 9,447,746円 | 29,862,959円 |
| E 分配対象収益(A+B+C+D) | 143,455,553円 | 243,515,099円 |
| F 分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり) | 0.2894円 2,894円 | 0.4556円 4,556円 |
| G 分配金額 | 2,973,327円 | 3,206,673円 |
| H 分配金額(1口当たり) (1万口当たり) | 0.0060円 60円 | 0.0060円 60円 |

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

前期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

| | 第2期 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 第3期 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
|-----------------------|---|---------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 第2期 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 第3期 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
|-------------------------|--|---|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

第2期（自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 65,165,896 |
| 親投資信託受益証券 | 384 |
| 合計 | 65,165,512 |

第3期（自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 133,887,018 |
| 親投資信託受益証券 | 569 |
| 合計 | 133,886,449 |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| 第2期 平成22年10月12日現在 | | 第3期 平成23年10月12日現在 | |
|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.1187円 | 1口当たり純資産額 | 1.0152円 |
| （1万口当たり純資産額） | （11,187円） | （1万口当たり純資産額） | （10,152円） |

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|-------------------|---------------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | マルチカレンシーファンド クラスB | 1,270,263,257 | 534,526,778 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | 1,270,263,257 | 534,526,778 | |
| 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 518,255 | 525,769 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 518,255 | 525,769 | |
| 合計 | | 1,270,781,512 | 535,052,547 | |

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「マルチカレンシーファンド クラスB」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドです。なお、同ファンドの状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 同ファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同ファンドはケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同ファンドは、計算期間(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同ファンドの投資顧問会社である日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドから入手した平成23年2月28日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

マルチカレンシーファンド

貸借対照表

2011年2月28日現在

日本円で表示

資産：

| | |
|----------------------------------|------------------------|
| 投資有価証券(時価)(取得原価221,812,985,568円) | \ 215,477,586,105 |
| 管理者保有現金 | 2,152,198,132 |
| 管理者保有外貨(時価)(取得原価16,437,464,616円) | 15,123,141,680 |
| 未収利息 | 2,009,322,427 |
| 受益証券申込に係る未収金 | 2,848,181 |
| 為替先渡契約に係る未実現評価益 | 313,142 |
| 資産合計 | <u>234,765,409,667</u> |

負債：

| | |
|-----------------|--------------------|
| 買戻受益証券に係る未払金 | 262,529,987 |
| 未払運用報酬 | 36,283,750 |
| 未払保管および会計費用 | 64,651,648 |
| 未払専門家報酬 | 7,411,050 |
| 未払受託者報酬 | 908,680 |
| 未払費用 | 440,657 |
| 為替先渡契約に係る未実現評価損 | 308,534 |
| 負債合計 | <u>372,534,306</u> |

受益者に帰属する純資産

\ 234,392,875,361

純資産の構成：

| | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 払込資本金 | \ 463,908,372,769 |
| 投資純利益を超過する分配金 | (64,265,926,344) |
| 投資有価証券ならびに外貨取引および為替先渡契約に係る累積実現純損失 | (157,563,869,449) |
| 投資有価証券ならびに外貨取引および為替先渡契約に係る未実現評価純損失 | (7,685,701,615) |
| 純資産 | <u>\ 234,392,875,361</u> |

受益証券1口当たり純資産価額

| | |
|--|-----------------|
| (クラスA62,459,767円 ÷ 受益証券残高数69,456,772口) | \ 0.8993 |
| (クラスB234,330,415,594円 ÷ 受益証券残高数455,157,540,206口) | <u>\ 0.5148</u> |

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド
損益計算書
 2011年2月28日に終了した年度
 日本円で表示

投資収益：

| | |
|------|-----------------------|
| 利息収入 | \ 10,792,921,457 |
| 収益合計 | <u>10,792,921,457</u> |

費用：

| | |
|-----------|--------------------|
| 運用報酬 | 529,022,429 |
| 保管および会計費用 | 276,179,011 |
| 専門家報酬 | 6,686,754 |
| その他費用 | 2,079,066 |
| 受託者報酬 | 808,326 |
| 費用合計 | <u>814,775,586</u> |

投資純利益**9,978,145,871****実現(損)益**

| | |
|---------------|-------------------------|
| 投資有価証券 | (38,545,859,331) |
| 外貨取引および為替先渡契約 | 143,950,431 |
| 実現純損失 | <u>(38,401,908,900)</u> |

未実現評価(損)益の変動額

| | |
|---------------|------------------------|
| 投資有価証券 | 30,503,857,016 |
| 外貨取引および為替先渡契約 | (901,873,693) |
| 未実現評価益の純変動額 | <u>29,601,983,323</u> |
| 実現および未実現純損失 | <u>(8,799,925,577)</u> |

運用から生じる純資産の純増加額**\ 1,178,220,294**

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド
純資産変動計算書
2011年2月28日に終了した年度
日本円で表示

純資産の増加（減少）：

運用：

| | |
|-----------------|----------------------|
| 投資純利益 | \ 9,978,145,871 |
| 実現純損失 | (38,401,908,900) |
| 未実現評価益の純変動額 | 29,601,983,323 |
| 運用から生じる純資産の純増加額 | <u>1,178,220,294</u> |

受益者に対する分配金：

| | |
|-------|-------------------------|
| クラスB | (39,053,306,272) |
| 分配金合計 | <u>(39,053,306,272)</u> |

資本取引：

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| 受益証券の発行 | |
| クラスA（19,618,494口） | 17,610,000 |
| クラスB（37,672,586,224口） | 21,692,115,478 |
| 受益証券の買戻 | |
| クラスA（91,605,674口） | (82,550,000) |
| クラスB（63,417,470,687口） | (34,860,192,960) |
| 資本取引から生じる純資産の純減少額 | <u>(13,233,017,482)</u> |

純資産の減少額合計

(51,108,103,460)

純資産：

| | |
|------|--------------------------|
| 期首残高 | 285,500,978,821 |
| 期末残高 | <u>\ 234,392,875,361</u> |

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド
 財務ハイライト
 受益証券1口当たりデータおよび財務比率
 日本円で表示

| | | 2011年2月28日 に終了した年度 クラスA | | 2011年2月28日 に終了した年度 クラスB |
|----------------------|---|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 受益証券1口当たりデータ： | | | | |
| 純資産価額（期首） | \ | 0.8970 | \ | 0.5934 |
| 投資純利益 ⁽¹⁾ | | 0.0333 | | 0.0209 |
| 実現および未実現純損失 | | (0.0310) | | (0.0179) |
| 運用から生じる純資産の増加額 | | 0.0023 | | 0.0030 |
| 分配金（控除） | | 0.0000 | | (0.0816) |
| 純資産価額（期末） | \ | 0.8993 | \ | 0.5148 |
| トータル・リターン | | 0.26% | | 0.62% |
| 財務比率 / 補完データ： | | | | |
| 純資産（期末）（単位：千） | \ | 62,460 | \ | 234,330,416 |
| 純資産平均残高に対する費用の割合 | | 0.40% | | 0.31% |
| 純資産平均残高に対する投資純利益の比率 | | 3.71% | | 3.77% |

(1) 当期間中の受益証券平均残高を用いて計算

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド

投資ポートフォリオ

2011年2月28日現在

日本円で表示

| 通貨 | 元本金額 | 銘柄 | 純資産に占める割合 (%) | 公正価値 |
|-----|----------------|---|---------------|----------------|
| | | 確定利付証券 (15.5%) | | |
| | | カナダ (0.1%) | | |
| | | 国債 (0.1%) | | |
| | | Province of Ontario Canada | | |
| ZAR | 14,900,000 | 8.00% due 07/05/11 | 0.1% | 175,945,399 |
| | | 国債合計 | | 175,945,399 |
| | | カナダ合計 | | 175,945,399 |
| | | フィンランド (1.3%) | | |
| | | 国債 (1.3%) | | |
| | | Municipality Finance PLC | | |
| NZD | 50,000,000 | 3.48% due 01/26/12 | 1.3 | 3,081,541,148 |
| | | 国債合計 | | 3,081,541,148 |
| | | フィンランド合計 | | 3,081,541,148 |
| | | アイスランド (0.0%) | | |
| | | 社債等 (0.0%) | | |
| | | Islandsbanki Hf | | |
| AUD | 3,500,000 | 0% due 11/15/10 | 0.0 | 54,493,266 |
| | | Kaupthing Bank Hf | | |
| ISK | 750,000,000 | 15.90% due 07/02/10 | 0.0 | 60,558 |
| | | 社債等合計 | | 54,553,824 |
| | | アイスランド合計 | | 54,553,824 |
| | | アイルランド (0.1%) | | |
| | | 社債等 (0.1%) | | |
| | | Governor & Co. of the Bank of Ireland (The) | | |
| NZD | 2,900,000 | 3.28% due 07/01/11 | 0.1 | 178,719,341 |
| | | 社債等合計 | | 178,719,341 |
| | | アイルランド合計 | | 178,719,341 |
| | | オランダ (5.5%) | | |
| | | 社債等 (5.5%) | | |
| | | Nederlandse Waterschapsbank NV | | |
| ZAR | 750,000,000 | 5.62% due 06/09/11 | 3.7 | 8,837,757,280 |
| | | Rabobank Nederland NV/Australia | | |
| AUD | 50,000,000 | 5.67% due 01/29/13 | 1.8 | 4,173,998,691 |
| | | 社債等合計 | | 13,011,755,971 |
| | | オランダ合計 | | 13,011,755,971 |
| | | 韓国 (3.1%) | | |
| | | 国債 (3.1%) | | |
| | | Korea Monetary Stabilization Bond | | |
| KRW | 9,800,000,000 | 3.50% due 05/26/11 | 0.3 | 715,194,628 |
| KRW | 70,100,000,000 | 4.15% due 08/02/11 | 2.2 | 5,130,152,210 |
| | | Korea Treasury Bond | | |
| KRW | 20,000,000,000 | 5.00% due 03/10/11 | 0.6 | 1,458,419,567 |
| | | 国債合計 | | 7,303,766,405 |
| | | 韓国合計 | | 7,303,766,405 |
| | | スペイン (1.2%) | | |
| | | 国債 (1.2%) | | |
| | | Instituto de Credito Oficial | | |
| AUD | 33,620,000 | 5.50% due 03/08/11 | 1.2 | 2,802,964,591 |
| | | 国債合計 | | 2,802,964,591 |

| | | | | |
|-----|-------------|---|-----|----------------|
| | | スペイン合計 | | 2,802,964,591 |
| | | 国際機関(0.5%) | | |
| | | 社債等(0.1%) | | |
| | | European Investment Bank | | |
| ZAR | 13,345,000 | 10.50% due 04/05/11 | 0.1 | 157,696,937 |
| | | 社債等合計 | | 157,696,937 |
| | | 国債(0.4%) | | |
| | | International Bank for Reconstruction & Development | | |
| ZAR | 6,975,000 | 6.30% due 06/10/11 | 0.0 | 82,040,960 |
| ZAR | 6,950,000 | 6.78% due 06/10/11 | 0.0 | 81,861,260 |
| ZAR | 7,350,000 | 7.05% due 06/10/11 | 0.0 | 86,628,948 |
| ZAR | 11,600,000 | 8.70% due 05/10/11 | 0.1 | 137,310,642 |
| ZAR | 8,825,000 | 9.24% due 03/10/11 | 0.1 | 104,035,448 |
| ZAR | 7,575,000 | 9.42% due 06/10/11 | 0.0 | 89,846,064 |
| ZAR | 36,750,000 | 11.00% due 11/10/11 | 0.2 | 447,386,505 |
| | | 国債合計 | | 1,029,109,827 |
| | | 国際機関合計 | | 1,186,806,764 |
| | | スウェーデン(1.3%) | | |
| | | 社債等(1.3%) | | |
| | | Kommuninvest I Sverige | | |
| NZD | 50,000,000 | 0% due 01/26/12 | 1.3 | 3,063,329,240 |
| | | 社債等合計 | | 3,063,329,240 |
| | | スウェーデン合計 | | 3,063,329,240 |
| | | アラブ首長国連邦(0.5%) | | |
| | | 社債等(0.5%) | | |
| | | Abu Dhabi Commercial Bank | | |
| ZAR | 100,000,000 | 12.56% due 07/02/12 | 0.5 | 1,133,422,124 |
| | | 社債等合計 | | 1,133,422,124 |
| | | アラブ首長国連邦合計 | | 1,133,422,124 |
| | | 米国(1.9%) | | |
| | | 社債等(1.9%) | | |
| | | Bank of America Corp. | | |
| NZD | 1,000,000 | 3.36% due 03/08/12 | 0.0 | 60,132,208 |
| | | Citigroup, Inc. | | |
| AUD | 15,000,000 | 5.16% due 03/22/11 | 0.5 | 1,250,540,325 |
| | | General Electric Capital Corp. | | |
| ZAR | 4,760,000 | 13.00% due 06/23/11 | 0.0 | 56,986,969 |
| | | Goldman Sachs Group, Inc. (The) | | |
| AUD | 4,700,000 | 5.23% due 04/12/11 | 0.2 | 391,841,186 |
| | | HSBC Finance Corp. | | |
| AUD | 500,000 | 5.28% due 09/22/11 | 0.0 | 41,689,095 |
| | | Merrill Lynch & Co., Inc. | | |
| AUD | 6,750,000 | 5.17% due 02/16/12 | 0.3 | 562,266,467 |
| | | Morgan Stanley | | |
| AUD | 4,000,000 | 5.30% due 03/01/13 | 0.2 | 325,690,193 |
| AUD | 12,500,000 | 5.36% due 08/08/12 | 0.4 | 1,026,765,061 |
| AUD | 2,800,000 | 5.38% due 02/22/17 | 0.1 | 213,612,203 |
| | | Toyota Motor Credit Corp. | | |
| ZAR | 30,000,000 | 6.60% due 04/28/11 | 0.1 | 353,246,203 |
| ZAR | 15,250,000 | 9.00% due 08/11/11 | 0.1 | 180,937,185 |
| | | 社債等合計 | | 4,463,707,095 |
| | | 米国合計 | | 4,463,707,095 |
| | | 確定利付証券合計(取得原価 \ 41,722,161,496) | | 36,456,511,902 |
| | | 短期金融商品(78.3%) | | |

| | | | | |
|-----|----------------|------------------------------------|-----|----------------|
| | | フランス (16.2%) | | |
| | | コマーシャル・ペーパー (16.2%) | | |
| | | Agence Centrale | | |
| CAD | 60,000,000 | 1.01% due 03/31/11 ^(a) | 2.1 | 5,044,240,348 |
| CAD | 3,000,000 | 1.14% due 04/11/11 ^(a) | 0.1 | 252,096,459 |
| CAD | 47,000,000 | 1.21% due 03/08/11 ^(a) | 1.7 | 3,953,706,946 |
| PLN | 65,000,000 | 3.14% due 03/31/11 ^(a) | 0.8 | 1,848,797,249 |
| HUF | 8,000,000,000 | 5.10% due 03/25/11 ^(a) | 1.4 | 3,320,069,470 |
| | | Caisse des Depots et Consignations | | |
| CAD | 24,000,000 | 1.00% due 03/18/11 ^(a) | 0.9 | 2,018,433,879 |
| PLN | 59,900,000 | 2.82% due 03/18/11 ^(a) | 0.7 | 1,705,927,009 |
| NZD | 25,000,000 | 3.16% due 04/28/11 ^(a) | 0.6 | 1,532,987,821 |
| NZD | 61,000,000 | 3.24% due 03/09/11 ^(a) | 1.6 | 3,756,795,122 |
| PLN | 46,500,000 | 3.29% due 05/09/11 ^(a) | 0.6 | 1,317,759,535 |
| NZD | 35,000,000 | 3.67% due 04/08/11 ^(a) | 0.9 | 2,149,018,336 |
| NZD | 25,000,000 | 3.67% due 04/15/11 ^(a) | 0.7 | 1,533,952,521 |
| AUD | 50,000,000 | 4.92% due 03/08/11 ^(a) | 1.8 | 4,164,745,840 |
| AUD | 31,000,000 | 5.20% due 04/05/11 ^(a) | 1.1 | 2,572,079,278 |
| | | Societe Generale | | |
| AUD | 35,000,000 | 4.95% due 05/24/11 ^(a) | 1.2 | 2,884,684,248 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | 38,055,294,061 |
| | | フランス合計 | | 38,055,294,061 |
| | | カナダ (0.5%) | | |
| | | 社債 (0.5%) | | |
| | | Export Development Canada | | |
| MXN | 184,500,000 | 4.50% due 06/01/11 | 0.5 | 1,248,058,211 |
| | | 社債合計 | | 1,248,058,211 |
| | | カナダ合計 | | 1,248,058,211 |
| | | 韓国 (6.0%) | | |
| | | 国債 (6.0%) | | |
| | | Korea Monetary Stabilization Bond | | |
| KRW | 50,000,000,000 | 2.90% due 05/25/11 | 1.5 | 3,643,907,972 |
| KRW | 50,000,000,000 | 2.93% due 05/28/11 | 1.6 | 3,644,112,593 |
| KRW | 94,000,000,000 | 3.25% due 08/09/11 | 2.9 | 6,853,233,795 |
| | | 国債合計 | | 14,141,254,360 |
| | | 韓国合計 | | 14,141,254,360 |
| | | オランダ (8.3%) | | |
| | | 社債 (8.3%) | | |
| | | Rabobank Nederland | | |
| MXN | 696,000,000 | 5.00% due 06/30/11 | 2.0 | 4,705,894,226 |
| ZAR | 350,000,000 | 6.88% due 06/15/11 | 1.7 | 4,122,993,384 |
| ZAR | 470,000,000 | 7.00% due 06/28/11 | 2.4 | 5,536,894,415 |
| TRY | 100,000,000 | 7.00% due 09/08/11 | 2.2 | 5,115,579,879 |
| | | 社債合計 | | 19,481,361,904 |
| | | オランダ合計 | | 19,481,361,904 |
| | | フィンランド (5.4%) | | |
| | | 社債 (2.5%) | | |
| | | Municipality Finance PLC | | |
| MXN | 160,000,000 | 4.50% due 08/02/11 | 0.5 | 1,081,710,010 |
| MXN | 693,000,000 | 4.75% due 06/30/11 | 2.0 | 4,686,117,215 |
| | | 社債合計 | | 5,767,827,225 |
| | | 国債 (2.9%) | | |
| | | Municipality Finance PLC | | |
| TRY | 100,400,000 | 5.00% due 01/10/12 | 2.2 | 5,132,189,441 |
| TRY | 35,000,000 | 7.00% due 09/08/11 | 0.7 | 1,792,217,707 |
| | | 国債合計 | | 6,924,407,148 |
| | | フィンランド合計 | | 12,692,234,373 |

| | | | | |
|-----|----------------|-----------------------------------|-----|----------------|
| | | ドイツ(2.2%) | | |
| | | 社債(1.0%) | | |
| | | L-Bank BW | | |
| TRY | 45,000,000 | 6.75% due 09/08/11 | 1.0 | 2,303,145,416 |
| | | 社債合計 | | 2,303,145,416 |
| | | コマーシャル・ペーパー(1.2%) | | |
| | | Landwirtschaftliche Rentenbank | | |
| CAD | 28,000,000 | 0.91% due 03/28/11 ^(a) | 1.0 | 2,354,344,691 |
| CAD | 4,900,000 | 0.94% due 03/31/11 ^(a) | 0.2 | 411,968,831 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | 2,766,313,522 |
| | | ドイツ合計 | | 5,069,458,938 |
| | | 英国(17.3%) | | |
| | | 社債(7.0%) | | |
| | | Barclays Bank PLC | | |
| MXN | 1,000,000,000 | 4.50% due 09/09/11 | 2.9 | 6,762,708,700 |
| TRY | 75,000,000 | 7.25% due 09/15/11 | 1.6 | 3,841,411,876 |
| TRY | 55,000,000 | 7.30% due 09/29/11 | 1.2 | 2,817,035,376 |
| | | Lloyds TSB Bank PLC | | |
| MXN | 450,000,000 | 4.65% due 09/09/11 | 1.3 | 3,044,044,418 |
| | | 社債合計 | | 16,465,200,370 |
| | | コマーシャル・ペーパー(10.3%) | | |
| | | Lloyds TSB Bank PLC | | |
| PLN | 75,000,000 | 3.02% due 03/24/11 ^(a) | 0.9 | 2,134,697,048 |
| PLN | 57,000,000 | 3.13% due 03/14/11 ^(a) | 0.7 | 1,623,663,048 |
| HUF | 4,000,000,000 | 5.12% due 03/31/11 ^(a) | 0.7 | 1,658,599,969 |
| HUF | 12,500,000,000 | 5.17% due 03/10/11 ^(a) | 2.3 | 5,198,542,058 |
| HUF | 13,000,000,000 | 5.17% due 03/17/11 ^(a) | 2.3 | 5,401,068,739 |
| | | UBS AG London | | |
| CAD | 70,000,000 | 0.98% due 03/31/11 ^(a) | 2.5 | 5,885,073,223 |
| NZD | 35,000,000 | 3.23% due 04/18/11 ^(a) | 0.9 | 2,147,863,393 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | 24,049,507,478 |
| | | 英国合計 | | 40,514,707,848 |
| | | スウェーデン(9.3%) | | |
| | | コマーシャル・ペーパー(9.3%) | | |
| | | Nordea Bank | | |
| NOK | 104,000,000 | 2.39% due 04/26/11 ^(a) | 0.7 | 1,512,605,541 |
| NOK | 190,000,000 | 2.40% due 04/28/11 ^(a) | 1.2 | 2,762,999,012 |
| NOK | 125,000,000 | 2.40% due 03/03/11 ^(a) | 0.8 | 1,824,521,190 |
| NOK | 200,000,000 | 2.40% due 03/09/11 ^(a) | 1.2 | 2,918,073,020 |
| NOK | 245,000,000 | 2.42% due 04/18/11 ^(a) | 1.5 | 3,565,088,990 |
| NOK | 325,000,000 | 2.42% due 04/20/11 ^(a) | 2.0 | 4,728,565,943 |
| NOK | 110,000,000 | 2.45% due 04/19/11 ^(a) | 0.7 | 1,600,480,360 |
| NOK | 195,000,000 | 2.45% due 05/10/11 ^(a) | 1.2 | 2,833,178,291 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | 21,745,512,347 |
| | | スウェーデン合計 | | 21,745,512,347 |
| | | 香港(0.8%) | | |
| | | 譲渡性預金証書(0.8%) | | |
| | | Societe Generale | | |
| NZD | 30,000,000 | 3.26% due 03/30/11 | 0.8 | 1,844,101,632 |
| | | 譲渡性預金証書合計 | | 1,844,101,632 |
| | | 香港合計 | | 1,844,101,632 |
| | | ノルウェー(0.7%) | | |
| | | コマーシャル・ペーパー(0.7%) | | |
| | | DNB Nor Bank | | |
| CAD | 20,000,000 | 0.99% due 03/04/11 ^(a) | 0.7 | 1,682,682,990 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | 1,682,682,990 |

| | | | | | |
|-----|---------------|-----------------------------------|--------|---|-----------------|
| | | ノルウェー合計 | | | 1,682,682,990 |
| | | ルクセンブルグ(8.5%) | | | |
| | | コマーシャル・ペーパー(8.5%) | | | |
| | | BNP Paribas | | | |
| NOK | 60,000,000 | 2.21% due 03/10/11 ^(a) | 0.4 | | 875,404,078 |
| PLN | 140,000,000 | 3.06% due 03/17/11 ^(a) | 1.7 | | 3,987,035,625 |
| PLN | 95,000,000 | 3.06% due 03/21/11 ^(a) | 1.2 | | 2,704,570,271 |
| PLN | 68,000,000 | 3.14% due 03/10/11 ^(a) | 0.8 | | 1,937,672,243 |
| PLN | 117,700,000 | 3.17% due 03/31/11 ^(a) | 1.4 | | 3,347,676,570 |
| PLN | 31,000,000 | 3.51% due 05/09/11 ^(a) | 0.4 | | 878,144,939 |
| HUF | 8,500,000,000 | 5.20% due 03/21/11 ^(a) | 1.5 | | 3,529,376,561 |
| HUF | 6,300,000,000 | 5.32% due 03/16/11 ^(a) | 1.1 | | 2,617,649,536 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | | 19,877,529,823 |
| | | ルクセンブルグ合計 | | | 19,877,529,823 |
| | | オーストラリア(1.2%) | | | |
| | | コマーシャル・ペーパー(1.2%) | | | |
| | | Rabobank Neder land | | | |
| NZD | 30,000,000 | 3.25% due 04/20/11 ^(a) | 0.8 | | 1,840,658,748 |
| | | UBS AG London | | | |
| AUD | 10,000,000 | 5.00% due 04/18/11 ^(a) | 0.4 | | 828,218,968 |
| | | コマーシャル・ペーパー合計 | | | 2,668,877,716 |
| | | オーストラリア合計 | | | 2,668,877,716 |
| | | 短期金融商品合計(取得原価 \ 180,090,824,072) | | | 179,021,074,203 |
| | | 投資有価証券合計(取得原価 \ 221,812,985,568) | 91.9 | \ | 215,477,586,105 |
| | | 負債額を超過する現金およびその他の資産 | 8.1 | | 18,915,289,256 |
| | | 純資産 | 100.0% | \ | 234,392,875,361 |

(a) 表示レートは購入時における満期日までの利回りである。これはゼロ・クーポンである。

添付の注記参照

2011年2月28日現在のクラスAの外国為替契約残高

| 買契約 | 種類 | 通貨 | 取引相手 | 契約の元本金 額 | 決済月 | 未実現評価純 (損)益 |
|------------|----|-----|-------------------------|-------------|------------|------------------|
| | 買建 | AUD | Brown Brothers Harriman | 30,500 | March-2011 | 14,343 |
| | 買建 | CAD | Brown Brothers Harriman | 30,100 | March-2011 | 21,148 |
| | 買建 | HUF | Brown Brothers Harriman | 6,000,000 | March-2011 | 18,108 |
| | 買建 | KRW | Brown Brothers Harriman | 33,600,000 | March-2011 | 6,528 |
| | 買建 | KRW | Brown Brothers Harriman | 33,600,000 | March-2011 | 9,889 |
| | 買建 | MXN | Brown Brothers Harriman | 365,000 | March-2011 | 4,534 |
| | 買建 | NOK | Brown Brothers Harriman | 175,000 | March-2011 | 6,260 |
| | 買建 | NZD | Brown Brothers Harriman | 39,000 | March-2011 | 9,137 |
| | 買建 | PLN | Brown Brothers Harriman | 86,000 | March-2011 | 8,699 |
| | 買建 | TRY | Brown Brothers Harriman | 48,000 | March-2011 | (1,534) |
| | 買建 | ZAR | Brown Brothers Harriman | 214,000 | March-2011 | 12,176 |
| | | | | | | <u>109,288</u> |
| 売契約 | 売建 | AUD | Brown Brothers Harriman | 30,500 | March-2011 | (50,943) |
| | 売建 | AUD | Brown Brothers Harriman | 30,000 | April-2011 | (13,257) |
| | 売建 | CAD | Brown Brothers Harriman | 30,100 | March-2011 | (38,907) |
| | 売建 | CAD | Brown Brothers Harriman | 29,800 | April-2011 | (20,794) |
| | 売建 | HUF | Brown Brothers Harriman | 6,000,000 | March-2011 | (13,695) |
| | 売建 | HUF | Brown Brothers Harriman | 6,000,000 | April-2011 | (17,342) |
| | 売建 | KRW | Brown Brothers Harriman | 67,200,000 | March-2011 | 31,295 |
| | 売建 | KRW | Brown Brothers Harriman | 34,300,000 | April-2011 | (4,689) |
| | 売建 | MXN | Brown Brothers Harriman | 365,000 | March-2011 | 26,491 |
| | 売建 | MXN | Brown Brothers Harriman | 368,000 | April-2011 | (4,288) |
| | 売建 | NOK | Brown Brothers Harriman | 175,000 | March-2011 | (61,035) |
| | 売建 | NOK | Brown Brothers Harriman | 171,000 | April-2011 | (5,815) |
| | 売建 | NZD | Brown Brothers Harriman | 39,000 | March-2011 | 83,098 |
| | 売建 | NZD | Brown Brothers Harriman | 40,500 | April-2011 | (9,213) |
| | 売建 | PLN | Brown Brothers Harriman | 86,000 | March-2011 | 31,721 |
| | 売建 | PLN | Brown Brothers Harriman | 87,000 | April-2011 | (8,356) |
| | 売建 | TRY | Brown Brothers Harriman | 48,000 | March-2011 | 28,126 |
| | 売建 | TRY | Brown Brothers Harriman | 48,500 | April-2011 | 1,589 |
| | 売建 | ZAR | Brown Brothers Harriman | 214,000 | March-2011 | (47,379) |
| | 売建 | ZAR | Brown Brothers Harriman | 213,000 | April-2011 | (11,287) |
| | | | | | | <u>(104,680)</u> |

通貨表示

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| AUD | 豪ドル | NOK | ノルウェー・クローネ |
| CAD | カナダ・ドル | NZD | ニュージーランド・ドル |
| HUF | ハンガリー・フォリント | PLN | ポーランド・ズロチ |
| ISK | アイスランド・クローナ | TRY | トルコ・リラ |
| KRW | 韓国ウォン | ZAR | 南アフリカ・ランド |
| MXN | メキシコ・ペソ | | |

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド
財務書類に対する注記
2011年2月28日に終了した年度

重要な会計方針の要約

見積の使用

添付の財務書類は、米国で一般的に認められている会計方針（「GAAP」）に準拠して作成されている。GAAPに準拠した財務書類の作成に際し、経営者は、決算日現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、また報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える見積および仮定を行うよう要求されている。時価評価された投資対象の売却で実現した最終的な金額を含む実績は、見積と異なる可能性があり、そのような差異は重大である場合がある。

会計処理の基礎

証券取引は取引日基準で計上されている。利息収入は実効利回りベースで源泉徴収税を控除して計上されている。利息費用は発生主義で計上されている。証券取引による実現損益は、売却またはカバーされた証券に対する平均原価法で計算されている。

投資有価証券の評価

債券およびその他の債務証券は制限証券（短期債券以外で上場証券を含む）を含み、投資顧問の使用承認を得た価格決定サービス機関が提供する評価に基づき、当該証券が通常取引されている主要市場における最終売買価格で、または売買が行われたことがない場合には、当該証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供する評価日の買呼値で評価されている。すべての短期債券（満期まで12カ月未満）は、原則として満期日まで定額法を用いて償却原価で評価され、必要に応じて時価との比較に基づいて修正される。

GAAPに基づく公正価値測定および開示についての正式な指針に従い、当ファンドはその投資の公正価値を、その公正価値の測定に使用された評価方法に対する情報に優先順位を付ける階層に従って開示している。この階層では、活発な市場における同一資産または負債の修正されていない市場価格（レベル1測定）に基づく評価に最も高い優先度を与え、評価にとって重要な観察不可能な情報（レベル3測定）に基づく評価に最も低い優先度を与えている。指針では、公正価値階層の3つのレベルを以下のように定めている。

- ? レベル1 - 当ファンドが測定日に利用する能力を有している活発な市場における同一投資の修正されていない市場価格を反映する情報。
- ? レベル2 - 資産または負債に関する直接または間接的に観察可能な市場価格以外の情報（活発であると見なされない市場における情報を含む）。
- ? レベル3 - 観察不可能な情報。

情報は、さまざまな評価手法を適用する際に利用され、リスクについての想定など、広く市場参加者による評価上の決定の際に使用される想定を指す。情報には、価格情報、個別および総括的信用データ、流動性統計、およびその他の要因が含まれ得る。公正価値の階層における金融商品のレベルは、公正価値の測定に対して重要なすべての情報のレベルの中で最も低いものに基づいて決まる。しかし、何が「観察可能」なものに該当するかという決定には、投資顧問による重要な判断が必要となる。投資顧問は、観察可能な情報を、容易に入手可能で、定期的に公表または更新され、信頼性があり検証可能で、専有情報ではなく、関係する市場に活発に関与している独立の情報源から提供されるマーケット情報と見なしている。金融商品の階層による分類は、当該商品の価格決定の透明性に基づくものであり、投資顧問が当該商品に対して認識しているリスクに必ずしも対応するものではない。

活発な市場における市場価格に基づいて評価されており、したがってレベル1に分類される投資には、特定の米国政府およびソブリンの債務ならびに特定の短期金融証券が含まれる。投資顧問は、このような商品の市場価格を修正することはない。これは、当ファンドが大量のポジションを保有しているその売却が相場価格に影響を与える合理的可能性が存在する場合においても同様である。

活発であると見なされない市場で取引されているが、市場価格、ディーラー呼値、または観察可能な情報に基づいている代替的価格情報源に基づいて評価されているものは、レベル2に分類される。これらには、投資適格な社債および政府系機関債が含まれる。レベル2の投資には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限の対象となっているポジションが含まれ、評価は非流動性および/または譲渡不能性を反映して調整される。これは通常入手可能な市場の情報に基づく。

レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いため、重要な観察不可能な情報を有している。レベル3の商品には、資産担保証券およびモーゲージ担保債務証券が含まれる。これらの証券に対しては観察可能な価格を入手することができず、当ファンドは公正価値を導出するための評価手法を利用した。

有価証券の評価に使用された情報や手法は、必ずしも当該証券への投資に伴うリスクの指標となるものではない。

以下の表は、2011年2月28日現在で貸借対照表に計上されている金融商品とその項目および評価階層レベル別に表示したものである。

時価による2011年2月28日現在の資産

| | | レベル1 | | レベル2 | | レベル3 | | 合計 |
|----------|---|------|---|-----------------|---|------|---|-----------------|
| 固定利付証券 | \ | - | \ | 36,456,511,902 | \ | - | \ | 36,456,511,902 |
| 短期金融商品 | | - | | 179,021,074,203 | | - | | 179,021,074,203 |
| 外国為替先渡契約 | | - | | 313,142 | | - | | 313,142 |
| 合計 | \ | - | \ | 215,477,899,247 | \ | - | \ | 215,477,899,247 |

時価による2011年2月28日現在の負債

| | | レベル1 | | レベル2 | | レベル3 | | 合計 |
|----------|---|------|---|---------|---|------|---|---------|
| 外国為替先渡契約 | \ | - | \ | 308,534 | \ | - | \ | 308,534 |
| 合計 | \ | - | \ | 308,534 | \ | - | \ | 308,534 |

外貨換算

日本円以外の通貨で保有されている資産および負債は、財務書類日の為替レートで換算される。収益および費用は、それらが発生した時点での為替レートで換算される。外貨取引から生じる実現・未実現損益は、それらが発生した年度の損益計算書に含まれる。

ファンドは運用実績のうち投資有価証券に係る為替レートの変化に起因する部分を保有有価証券の市場価格の変化に起因する変動と区別していない。このような変動は投資有価証券に係る実現および未実現純損益に含まれている。

所得税

ケイマン諸島の現行法規に従い、ファンドの所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税およびその他税金の支払いは発生しない。ケイマン諸島以外の特定の管轄区域では、ファンドが受け取る配当金および利子に対して、外国税金が源泉徴収されることがある。そのような管轄区域においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、一般に外国所得税または源泉徴収税の適用を受けない。ファンドは、いかなる管轄区域においても所得税の対象とはならないように業務を執行する。したがって、当財務書類には所得税に関する引当金は積み立てられていない。受益者は、個々の状況により、当ファンドの課税所得の比例的持分に対して課税されることがある。

当ファンドは、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示についての正式な指針（米国財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書第740号）を採用し、これによって運用担当者は当ファンドの税務ポジションが該当する税務当局による審査（関係する申し立てや訴訟の決定を含む）において認められる可能性が高いかどうかをポジションのテクニカル・メリットに基づいて判定することを要求されている。可能性が高いとの判定基準を満たす税務ポジションに関して、財務書類中で認識される税務上の利益は、該当税務当局による最終確定時の実現可能性が50%超の最大ベネフィット金額まで減じられる。運用担当者は、この正式な指針を当ファンドが採用したことによる財務書類への影響は最小限（または皆無）であったと判断している。

外国為替先渡契約

当ファンドは、非円建て投資のすべてまたは一部に係る為替リスクをヘッジするために、または効率的ポートフォリオ運用の目的上、外国為替先渡契約を締結することがある。外国為替先渡契約を締結する際には、当ファンドは、合意された将来日付において合意された価格で固定数量の外貨を受け渡すことに同意している。当契約は日次ベースで評価され、それに関する当ファンドの純資産は、契約に係る未実現損益として表示され、契約日の為替先渡レートと報告日の先渡レートとの差額として測定され、貸借対照表に計上される。実現・未実現損益は損益計算書に計上される。これらの商品には、貸借対照表に認識されている金額以上の市場リスク、信用リスク、またはその両方のリスクが含まれる。リスクは、契約相手が当契約の条件を満たすことができない可能性、ならびに通貨、証券価値および金利の変動から生じる。

受益証券の買戻

資本と負債を区別する正式な方針に従って、ファンドは受益証券の買戻を認識している。受益証券の買戻分は、円表示であるか口数表示であるかを問わず、買戻通知の各請求円金額および口数が確定した時点（これは請求の性質によって、通常通知の受領時かまたは期末日である）で負債として認識される。その結果、期末純資産に基づき期末後に支払われた買戻金は2011年2月28日現在で未払買戻金として反映されている。2011年2月28日現在の未払買戻金は262,529,987円であり、貸借対照表上の買戻受益証券に係る未払金に含まれている。

現金および現金同等物

管理者保有現金および外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンが保有する現金および外貨、ならびにその他の金融機関が保有するオーバーナイトその他の短期預金から構成される。

2.「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| 科目 | 対象年月日 | 平成22年10月12日現在 | 平成23年10月12日現在 |
|-------------|-------|---------------|---------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 128,284,701 | 81,650,607 |
| 国債証券 | | 129,966,547 | 49,982,452 |
| 現先取引勘定 | | 49,991,500 | 79,993,600 |
| 未収利息 | | 220 | 205 |
| 流動資産合計 | | 308,242,968 | 211,626,864 |
| 資産合計 | | 308,242,968 | 211,626,864 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払解約金 | | 150,745 | 2,441,206 |
| 流動負債合計 | | 150,745 | 2,441,206 |
| 負債合計 | | 150,745 | 2,441,206 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 303,961,038 | 206,193,850 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 4,131,185 | 2,991,808 |
| 元本等合計 | | 308,092,223 | 209,185,658 |
| 純資産合計 | | 308,092,223 | 209,185,658 |
| 負債純資産合計 | | 308,242,968 | 211,626,864 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 対象期間 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
|-----------------|---|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> | <p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成22年10月12日現在 | | 平成23年10月12日現在 | |
|---|--------------|---|--------------|
| 1. 期首 | 平成21年10月14日 | 1. 期首 | 平成22年10月13日 |
| 期首元本額 | 381,232,583円 | 期首元本額 | 303,961,038円 |
| 期首からの追加設定元本額 | 83,430,031円 | 期首からの追加設定元本額 | 82,541,711円 |
| 期首からの一部解約元本額 | 160,701,576円 | 期首からの一部解約元本額 | 180,308,899円 |
| 平成22年10月12日現在の元本の内訳 | | 平成23年10月12日現在の元本の内訳 | |
| ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース(為替ヘッジなし) | 17,030,068円 | ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース(為替ヘッジなし) | 11,688,184円 |
| ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース(為替ヘッジあり) | 1,668,951円 | ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース(為替ヘッジあり) | 1,266,696円 |
| 働くサイフ | 8,992,806円 | 働くサイフ | 1,101,703円 |
| 世界のサイフ | 203,752,691円 | 世界のサイフ | 143,359,839円 |
| グローバル ウォーターファンド | 1,728,450円 | グローバル ウォーターファンド | 1,199,787円 |
| グローバル・カレンシー・ファンド(毎月決算型) | 41,517,225円 | グローバル・カレンシー・ファンド(毎月決算型) | 23,591,676円 |
| 世界のサイフ(資産成長型) | 548,969円 | 世界のサイフ(資産成長型) | 518,255円 |
| 日興インフレ戦略ファンド(毎月分配型) | 12,596,915円 | 日興インフレ戦略ファンド(毎月分配型) | 12,260,568円 |
| 日興インフレ戦略ファンド(資産成長型) | 16,124,963円 | 日興インフレ戦略ファンド(資産成長型) | 11,207,142円 |
| 計 | 303,961,038円 | 計 | 206,193,850円 |
| 2. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 | 303,961,038口 | 2. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 | 206,193,850口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

前期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| | 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
|-----------------------|---|--------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日 | 自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日 |
|-------------------------|--|---|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成21年10月14日 至 平成22年10月12日）

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | 12,297 |
| 合計 | 12,297 |

対象期間（自 平成22年10月13日 至 平成23年10月12日）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | 738 |
| 合計 | 738 |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| 平成22年10月12日現在 | | 平成23年10月12日現在 | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0136円 | 1口当たり純資産額 | 1.0145円 |
| （1万口当たり純資産額） | （10,136円） | （1万口当たり純資産額） | （10,145円） |

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|-------------|------------|------------|----|
| 国債証券 | 第226回国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,992,398 | |
| | 第227回国庫短期証券 | 20,000,000 | 19,990,054 | |
| 国債証券 合計 | | 50,000,000 | 49,982,452 | |
| 合計 | | 50,000,000 | 49,982,452 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2011年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 560,287,026 円 |
| 負債総額 | 223,327 円 |
| 純資産総額（ - ） | 560,063,699 円 |
| 発行済口数 | 534,989,961 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0469 円 |

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 213,263,366 円 |
| 負債総額 | 円 |
| 純資産総額（ - ） | 213,263,366 円 |
| 発行済口数 | 210,204,127 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0146 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | | |
|-------------|----------|-----------------|
| 平成23年11月末現在 | 資本金 | 17,363,045,900円 |
| | 発行可能株式総数 | 230,000,000株 |
| | 発行済株式総数 | 197,012,500株 |

過去5年間における主な資本金の増減

| 年月日 | 変更後（変更前） |
|------------|----------------------------------|
| 平成19年4月13日 | 16,287,728,400円（16,223,228,400円） |
| 平成20年6月23日 | 16,403,045,900円（16,287,728,400円） |
| 平成21年10月1日 | 17,363,045,900円（16,403,045,900円） |

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成23年11月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成23年11月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成23年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類 | ファンド本数 | 純資産額 (単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 415 | 66,993 |
| 株式投資信託 | 349 | 54,045 |
| 単位型 | 42 | 1,033 |
| 追加型 | 307 | 53,012 |
| 公社債投資信託 | 66 | 12,948 |
| 単位型 | 49 | 606 |
| 追加型 | 17 | 12,342 |
| 投資法人合計 | 1 | 26 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第51期 (平成22年3月31日) | | 第52期 (平成23年3月31日) | |
|------------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | 3 | 23,445 | 3 | 21,290 |
| 前払費用 | | 359 | | 330 |
| 未収入金 | | 2 | | 4 |
| 未収委託者報酬 | | 6,451 | | 6,173 |
| 未収収益 | 3 | 592 | 3 | 422 |
| 立替金 | | 177 | | 504 |
| 繰延税金資産 | | 1,644 | | 1,142 |
| その他 | 2 | 30 | 2 | 30 |
| 流動資産合計 | | 32,703 | | 29,897 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 134 | 1 | 67 |
| 器具備品 | 1 | 215 | 1 | 147 |
| 有形固定資産合計 | | 350 | | 215 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 52 | | 101 |
| 無形固定資産合計 | | 52 | | 101 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 11,021 | | 7,030 |
| 関係会社株式 | | 8,659 | | 16,225 |
| 関係会社長期貸付金 | | 60 | | 60 |
| 長期差入保証金 | | 1,042 | | 962 |
| 繰延税金資産 | | 1,031 | | 868 |
| 子会社投資損失引当金 | | 576 | | - |
| 投資その他の資産合計 | | 21,239 | | 25,147 |
| 固定資産合計 | | 21,642 | | 25,463 |
| 資産合計 | | 54,345 | | 55,361 |

(単位:百万円)

| | 第51期 (平成22年3月31日) | | 第52期 (平成23年3月31日) | |
|-----------------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 645 | | 150 |
| 未払金 | | 3,478 | | 3,354 |
| 未払収益分配金 | | 8 | | 8 |
| 未払償還金 | | 194 | | 181 |
| 未払手数料 | 3 | 2,872 | 3 | 2,870 |
| その他未払金 | | 402 | | 294 |
| 未払費用 | 3 | 3,804 | 3 | 3,253 |
| 未払法人税等 | | 404 | | 945 |
| 未払消費税等 | | 129 | | 108 |
| 賞与引当金 | | 2,015 | | 2,149 |
| 特別賞与引当金 | | 1,204 | | - |
| 役員賞与引当金 | | 235 | | 237 |
| 役員特別賞与引当金 | | 106 | | - |
| その他 | | 5 | | - |
| 流動負債合計 | | 12,028 | | 10,199 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 743 | | 818 |
| その他 | | 102 | | 55 |
| 固定負債合計 | | 846 | | 874 |
| 負債合計 | | 12,875 | | 11,073 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 17,363 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 5,220 | | 5,220 |
| その他資本剰余金 | | 4 | | 4 |
| 資本剰余金合計 | | 5,225 | | 5,225 |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 18,814 | | 21,703 |
| 利益剰余金合計 | | 18,814 | | 21,703 |
| 自己株式 | | 53 | | 68 |
| 株主資本合計 | | 41,349 | | 44,224 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 121 | | 63 |
| 評価・換算差額等合計 | | 121 | | 63 |
| 純資産合計 | | 41,470 | | 44,287 |
| 負債純資産合計 | | 54,345 | | 55,361 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 49,510 | 52,650 |
| その他営業収益 | 2,788 | 2,581 |
| 営業収益計 | 52,298 | 55,231 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 24,262 | 26,518 |
| 広告宣伝費 | 878 | 803 |
| 公告費 | 11 | 13 |
| 調査費 | 11,406 | 11,373 |
| 調査費 | 699 | 698 |
| 委託調査費 | 10,689 | 10,654 |
| 図書費 | 17 | 20 |
| 委託計算費 | 450 | 335 |
| 営業雑経費 | 585 | 557 |
| 通信費 | 167 | 176 |
| 印刷費 | 310 | 287 |
| 協会費 | 42 | 41 |
| 諸会費 | 6 | 8 |
| その他 | 58 | 43 |
| 営業費用計 | 37,594 | 39,601 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 6,920 | 7,045 |
| 役員報酬 | 239 | 239 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 235 | 237 |
| 給料・手当 | 4,343 | 4,391 |
| 賞与 | 86 | 27 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,015 | 2,149 |
| 交際費 | 76 | 73 |
| 寄付金 | 55 | 140 |
| 旅費交通費 | 253 | 389 |
| 租税公課 | 225 | 133 |
| 不動産賃借料 | 921 | 921 |
| 退職給付費用 | 315 | 305 |
| 退職金 | 5 | 12 |
| 固定資産減価償却費 | 358 | 175 |
| 諸経費 | 2,710 | 2,953 |
| 一般管理費計 | 11,842 | 12,149 |
| 営業利益 | 2,862 | 3,480 |

(単位：百万円)

| | 第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | |
|---------------------------|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 2 | | 2 |
| 受取配当金 | 1 | 714 | 1 | 1,071 |
| 有価証券償還益 | | 13 | | 29 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 23 | | 8 |
| その他 | | 123 | | 10 |
| 営業外収益計 | | 876 | | 1,121 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 9 | | 10 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 56 | | 34 |
| 支払源泉所得税 | | 71 | | 106 |
| 為替差損 | | 53 | | 1 |
| 弁護士報酬等 | | 37 | | - |
| その他 | | 111 | | 0 |
| 営業外費用計 | | 340 | | 153 |
| 経常利益 | | 3,397 | | 4,448 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 84 | | 49 |
| 子会社投資損失引当金戻入額 | | - | | 576 |
| その他 | | - | | 23 |
| 特別利益計 | | 84 | | 649 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 12 | | 0 |
| 固定資産処分損 | | 7 | | 4 |
| 特別賞与引当金繰入額 | | 3,742 | | - |
| 役員特別賞与引当金繰入額 | | 355 | | - |
| 割増退職金 | | 29 | | - |
| 過年度敷金償却費用 | | - | | 58 |
| その他 | | 246 | | - |
| 特別損失計 | | 4,393 | | 62 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 () | | 911 | | 5,034 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 482 | | 1,134 |
| 法人税等調整額 | | 697 | | 705 |
| 法人税等合計 | | 214 | | 1,839 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 696 | | 3,195 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 16,403 | 17,363 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 960 | - |
| 当期変動額合計 | 960 | - |
| 当期末残高 | 17,363 | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 4,272 | 5,220 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 948 | - |
| 当期変動額合計 | 948 | - |
| 当期末残高 | 5,220 | 5,220 |
| その他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | 4 | 4 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 4 | 4 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 4,277 | 5,225 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 948 | - |
| 当期変動額合計 | 948 | - |
| 当期末残高 | 5,225 | 5,225 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 20,593 | 18,814 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,082 | 305 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 696 | 3,195 |
| 当期変動額合計 | 1,779 | 2,889 |
| 当期末残高 | 18,814 | 21,703 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 20,593 | 18,814 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,082 | 305 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 696 | 3,195 |
| 当期変動額合計 | 1,779 | 2,889 |
| 当期末残高 | 18,814 | 21,703 |

| | 第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 自己株式 | | |
| 前期末残高 | - | 53 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 223 | 14 |
| 自己株式の処分 | 170 | - |
| 当期変動額合計 | 53 | 14 |
| 当期末残高 | 53 | 68 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 41,273 | 41,349 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,908 | - |
| 剰余金の配当 | 1,082 | 305 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 696 | 3,195 |
| 自己株式の取得 | 223 | 14 |
| 自己株式の処分 | 170 | - |
| 当期変動額合計 | 75 | 2,874 |
| 当期末残高 | 41,349 | 44,224 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 26 | 121 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 148 | 57 |
| 当期変動額合計 | 148 | 57 |
| 当期末残高 | 121 | 63 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 26 | 121 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 148 | 57 |
| 当期変動額合計 | 148 | 57 |
| 当期末残高 | 121 | 63 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 41,246 | 41,470 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,908 | - |
| 剰余金の配当 | 1,082 | 305 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 696 | 3,195 |
| 自己株式の取得 | 223 | 14 |
| 自己株式の処分 | 170 | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 148 | 57 |
| 当期変動額合計 | 224 | 2,817 |
| 当期末残高 | 41,470 | 44,287 |

重要な会計方針

| | 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--------------------|--|--|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 | (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 |
| 2 固定資産の減価償却の方 法 | (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。 | (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 5年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同左 |
| 3 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。 | (1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 |

| | 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|---------------------------|---|--|
| 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p> | <p>消費税等の会計処理 同左</p> |

会計方針の変更

| 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|---|--|
| <p>(「退職給付に係る会計基準」の一部改正) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これにより退職給付債務の差額が26百万円(増加)発生しておりますが、翌事業年度から費用処理されるため当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p> | <p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ19百万円減少、税引前当期純利益は78百万円減少しております。</p> |

追加情報

| 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--|---|
| | <p>当社は、当社の親会社である住友信託銀行株式会社より当社の発行済株式数の7.25%の株式(14,283,400株)を自己株式として取得することを平成23年1月20日の当社取締役会で決議しております。</p> |

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第51期 (平成22年3月31日) | 第52期 (平成23年3月31日) |
|--|---|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 905百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 502百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、NCT信託銀行株式会社に信託しております。なお、日興シティ信託銀行株式会社は平成22年3月1日付でNCT信託銀行株式会社に社名変更を行っております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p style="padding-left: 20px;">現金・預金 10,095百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 33百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p style="padding-left: 20px;">未払手数料 4百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未払費用 256百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務32百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務240百万円に対して保証を行っております。</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 971百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 571百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。なお、野村信託銀行株式会社は平成22年7月20日付でNCT信託銀行株式会社を合併しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p style="padding-left: 20px;">現金・預金 10,013百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 31百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p style="padding-left: 20px;">未払手数料 24百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未払費用 226百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務112百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務177百万円に対して保証を行っております。</p> |

（損益計算書関係）

| 第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--|--|
| <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 712百万円</p> | <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 1,066百万円</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 185,012,500 | 12,000,000 | - | 197,012,500 |

(注) 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権を行使した住友信託銀行株式会社に対し、12,000,000株の普通株式を発行いたしました。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | - | 357,000 | 272,000 | 85,000 |

(注) 自己株式の増加及び減少は、自己株式の取得及び処分であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 (百万円) |
|----------|------------------------|----------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出 会社 | 平成16年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 6,000,000 | - | 6,000,000 | - | - |
| | 平成16年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 6,000,000 | - | 6,000,000 | - | - |
| | 平成16年度 ストックオプション(3) | 普通株式 | 5,330,000 | - | 5,330,000 | - | - |
| | 平成17年度 ストックオプション | 普通株式 | 2,840,000 | - | 2,840,000 | - | - |
| | 平成18年度 ストックオプション | 普通株式 | 1,320,000 | - | 1,320,000 | - | - |
| | 平成19年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 3,610,000 | - | 3,610,000 | - | - |
| | 平成19年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 30,000 | - | 30,000 | - | - |
| | 平成21年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | - | 19,724,100 | 165,000 | 19,559,100 | - |
| 合計 | | | 25,130,000 | 19,724,100 | 25,295,000 | 19,559,100 | - |

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

3 平成21年度ストックオプション(1)の増加及び減少は、新株予約権の発行及び失効によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年6月30日 取締役会 | 普通株式 | 1,082 | 5.85 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----|-------|-------|-----------------|-----------------|-----|-------|
|----|-------|-------|-----------------|-----------------|-----|-------|

| | | | | | | |
|--------------------|------|-------|-----|------|------------|------------|
| 平成22年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 305 | 1.55 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月23日 |
|--------------------|------|-------|-----|------|------------|------------|

第52期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 85,000 | 24,600 | - | 109,600 |

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 (百万円) |
|----------|------------------------|----------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出 会社 | 平成21年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 19,559,100 | - | 231,000 | 19,328,100 | - |
| | 平成21年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | - | 1,702,800 | - | 1,702,800 | - |
| | 平成22年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | - | 2,310,000 | - | 2,310,000 | - |
| 合計 | | | 19,559,100 | 4,012,800 | 231,000 | 23,340,900 | - |

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 305 | 1.55 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年5月23日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,502 | 7.63 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月22日 |

(リース取引関係)

| 第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | |
|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|----------|
| 1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | | 1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 906百万円 | 1年内 | 731百万円 |
| 1年超 | 35百万円 | 1年超 | 2,234百万円 |
| 合計 | 942百万円 | 合計 | 2,966百万円 |

（金融商品関係）

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|----------------------|-----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 23,445 | 23,445 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 6,451 | 6,451 | - |
| (3) 未収収益 | 592 | 592 | - |
| (4) 投資有価証券 其他有価証券 | 10,873 | 10,873 | - |
| (5) 関係会社株式 子会社株式 | 1,404 | 1,734 | 329 |
| (6) 未払金 | (3,478) | (3,478) | - |
| (7) 未払費用 | (3,804) | (3,804) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 23,445 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,451 | - | - | - |
| 未収収益 | 592 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 9,907 | 354 | 448 |
| 合計 | 30,489 | 9,907 | 354 | 448 |

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-----------------------|-----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 21,290 | 21,290 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 6,173 | 6,173 | - |
| (3) 未収収益 | 422 | 422 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 6,882 | 6,882 | - |
| (5) 関係会社株式 子会社株式 | 1,404 | 1,672 | 268 |
| (6) 未払金 | (3,354) | (3,354) | - |
| (7) 未払費用 | (3,253) | (3,253) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額147百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額11,928百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 21,290 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,173 | - | - | - |
| 未収収益 | 422 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 5,733 | 556 | 421 |
| 合計 | 27,885 | 5,733 | 556 | 421 |

(有価証券関係)

第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|----------|-------|-----|
| 子会社株式 | 1,404 | 1,734 | 329 |
| 合計 | 1,404 | 1,734 | 329 |

(注) 子会社株式(貸借対照表計上額4,362百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|--------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 21 | 7 | 14 |
| | その他 | 9,873 | 9,637 | 235 |
| | 小計 | 9,894 | 9,644 | 250 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 979 | 1,024 | 45 |
| | 小計 | 979 | 1,024 | 45 |
| 合計 | | 10,873 | 10,669 | 204 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額147百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-----|---------|---------|
| 株式 | 11 | - | 12 |
| その他 | 230 | 84 | 0 |
| 合計 | 242 | 84 | 12 |

第52期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|----------|-------|-----|
| 子会社株式 | 1,404 | 1,672 | 268 |
| 合計 | 1,404 | 1,672 | 268 |

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 31 | 7 | 24 |
| | その他 | 5,560 | 5,363 | 196 |
| | 小計 | 5,591 | 5,370 | 220 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 1,291 | 1,404 | 113 |
| | 小計 | 1,291 | 1,404 | 113 |
| 合計 | | 6,882 | 6,775 | 107 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----|---------|---------|
| 投資信託 | 144 | 49 | 0 |
| 合計 | 144 | 49 | 0 |

(持分法損益等)

| 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--|--|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,852 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,336 | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,703 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,054 |

（退職給付関係）

| 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|-------------|-----|---------------|----|-------------|-----|--------|----|--------|----|----------|---|------------------|----|-----------------|-----|------------|-----|------------------|--------|-------|------|-----------|------|-----------------|-----|---|----------|-----|-------------|-----|---------------|----|-------------|-----|--------|----|--------|----|----------|---|------------------|----|-----------------|-----|------------|-----|------------------|--------|-------|------|-----------|---|-----------------|-----|
| <p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。なお 当社は、当事業年度末に適格退職年金制度を終了し ております。制度終了による影響額は、22百万円の損 失で、内訳は退職給付債務と年金資産の消滅による 利益 3百万円及び数理計算上の未認識差異の一括償 却による損失26百万円であります。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">838</td> </tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">838</td> </tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td> <td style="text-align: right;">743</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td> <td style="text-align: right;">162</td> </tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">315</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">勤続期間比例</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.7%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> | イ 退職給付債務 | 838 | ロ 未積立退職給付債務 | 838 | ハ 未認識数理計算上の差異 | 94 | ニ 退職給付引当金残高 | 743 | イ 勤務費用 | 96 | ロ 利息費用 | 28 | ハ 期待運用収益 | 5 | ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | 33 | ホ 確定拠出型企業年金への掛金 | 162 | ヘ 退職給付費用合計 | 315 | イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | ロ 割引率 | 1.7% | ハ 期待運用収益率 | 0.7% | ニ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | <p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">890</td> </tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">890</td> </tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">72</td> </tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td> <td style="text-align: right;">818</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td> <td style="text-align: right;">165</td> </tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">305</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">勤続期間比例</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> | イ 退職給付債務 | 890 | ロ 未積立退職給付債務 | 890 | ハ 未認識数理計算上の差異 | 72 | ニ 退職給付引当金残高 | 818 | イ 勤務費用 | 95 | ロ 利息費用 | 14 | ハ 期待運用収益 | - | ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | 30 | ホ 確定拠出型企業年金への掛金 | 165 | ヘ 退職給付費用合計 | 305 | イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | ロ 割引率 | 1.6% | ハ 期待運用収益率 | - | ニ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| イ 退職給付債務 | 838 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 未積立退職給付債務 | 838 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 未認識数理計算上の差異 | 94 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 退職給付引当金残高 | 743 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 勤務費用 | 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 利息費用 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 期待運用収益 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 確定拠出型企業年金への掛金 | 162 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘ 退職給付費用合計 | 315 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 割引率 | 1.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 期待運用収益率 | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付債務 | 890 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 未積立退職給付債務 | 890 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 未認識数理計算上の差異 | 72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 退職給付引当金残高 | 818 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 勤務費用 | 95 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 利息費用 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 期待運用収益 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 確定拠出型企業年金への掛金 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘ 退職給付費用合計 | 305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 割引率 | 1.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 期待運用収益率 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(ストックオプション等関係)

第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

| | 平成16年度ストックオプション(1) | 平成16年度ストックオプション(2) |
|--------------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 1名 | 当社の取締役 1名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1 | 普通株式 6,070,000株 | 普通株式 6,070,000株 |
| 付与日 | 平成16年8月31日 | 平成16年8月31日 |
| 権利確定条件 | 平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定 | 平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定 |
| 対象勤務期間 | 平成16年8月31日から平成19年3月23日まで | 平成16年8月31日から平成19年7月7日まで |
| 権利行使期間 | 平成16年8月31日から平成26年3月24日まで | 平成16年8月31日から平成26年7月8日まで |

| | 平成16年度ストックオプション(3) | 平成17年度ストックオプション |
|--------------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 97名 | 当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1 | 普通株式 7,640,000株 | 普通株式 3,710,000株 |
| 付与日 | 平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日 | 平成18年2月14日 |
| 権利確定条件 | 上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。 | 上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。 |
| 対象勤務期間 | それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 平成18年6月24日から平成26年6月23日まで | 平成19年6月23日から平成27年6月22日まで |

| 平成18年度ストックオプション | | |
|--------------------------|---|------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の従業員 115名 | 当社及び関係会社の従業員 11名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1 | 普通株式 1,270,000株 | 普通株式 340,000株 |
| 付与日 | 平成18年4月28日 | 平成18年7月18日 |
| 権利確定条件 | 上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成21年4月28日から平成28年4月27日まで | 同左 |

| 平成19年度ストックオプション(1) | | 平成19年度ストックオプション(2) | |
|--------------------------|--|--|---------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 124名 | 当社の従業員 | 1名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1 | 普通株式 4,250,000株 | 普通株式 | 30,000株 |
| 付与日 | 平成19年7月27日 | 平成20年3月31日 | |
| 権利確定条件 | 上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。 | 上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。 | |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 同左 | |
| 権利行使期間 | 平成21年7月19日から平成29年7月18日まで | 平成22年3月19日から平成30年3月18日まで | |

| 平成21年度ストックオプション(1) | |
|--------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 271名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1 | 普通株式 19,724,100株 |
| 付与日 | 平成22年2月8日 |
| 権利確定条件 | 平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |

| | |
|--------|------------------------------|
| 権利行使期間 | 平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで |
|--------|------------------------------|

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

| | 平成16年度ストックオプション(1) | 平成16年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成16年8月31日 | 平成16年8月31日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利未確定残 | - | - |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | 6,000,000 | 6,000,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利行使 | 6,000,000 | 6,000,000 |
| 失効 | 0 | 0 |
| 権利未行使残 | 0 | 0 |

| | 平成16年度ストックオプション(3) | 平成17年度ストックオプション |
|----------|--|-----------------|
| 付与日 | 平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日 | 平成18年2月14日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 5,330,000 | 2,840,000 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 5,330,000 | 2,840,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 0 | 0 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成18年度ストックオプション | |
|----------|-----------------|-------------|
| 付与日 | 平成18年 4月28日 | 平成18年 7月18日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 1,020,000 | 300,000 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 1,020,000 | 300,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 0 | 0 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成19年度ストックオプション(1) | 平成19年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成19年 7月27日 | 平成20年 3月31日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 3,610,000 | 30,000 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 3,610,000 | 30,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 0 | 0 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成21年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年2月8日 |
| 権利確定前(株) | |
| 期首 | 0 |
| 付与 | 19,724,100 |
| 失効 | 165,000 |
| 権利確定 | 0 |
| 権利未確定残 | 19,559,100 |
| 権利確定後(株) | |
| 期首 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 権利未行使残 | - |

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

単価情報

| | 平成16年度ストックオプション(1) | 平成16年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成16年 8 月31日 | 平成16年 8 月31日 |
| 権利行使価格(円) (注) 1 | 15,823(分割後159) | 同左 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 2 | - | - |

| | 平成16年度ストックオプション(3) | 平成17年度ストックオプション |
|-------------------------|--|-----------------|
| 付与日 | 平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日 | 平成18年 2 月14日 |
| 権利行使価格(円) (注) 1 | 15,823(分割後159) | 17,666(分割後177) |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 2 | - | - |

| | 平成18年度ストックオプション | |
|---------------------------|-----------------|--------------|
| 付与日 | 平成18年 4 月28日 | 平成18年 7 月18日 |
| 権利行使価格(円) (注) 1 | 19,981(分割後200) | 同左 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3 | - | 0 |

| | 平成19年度ストックオプション(1) | 平成19年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成19年 7 月27日 | 平成20年 3 月31日 |
| 権利行使価格(円) | 450 | 同左 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 3 | 0 | 0 |

| | 平成21年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 |
| 権利行使価格(円) | 625 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 4 | 0 |

(注) 1 当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 平成21年度ストックオプション(1)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

5 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1 | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年 1 月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成24年 1 月22日から 平成32年 1 月21日まで | 同左 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) |
|----------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員 1 名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1 | 普通株式 2,310,000株 |
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年 1 月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年 1 月22日から 平成32年 1 月21日まで |

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 19,559,100 | - |
| 付与 | 0 | 1,702,800 |
| 失効 | 231,000 | 0 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 19,328,100 | 1,702,800 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成22年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定前(株) | |
| 期首 | - |
| 付与 | 2,310,000 |
| 失効 | 0 |
| 権利確定 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,310,000 |
| 権利確定後(株) | |
| 期首 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 権利未行使残 | - |

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年2月8日 | 平成22年8月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年8月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1 | 0 |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっておりま
す。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

（税効果会計関係）

| 第51期 (平成22年3月31日) | 第52期 (平成23年3月31日) |
|--|--|
| 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円) | 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円) |
| 繰延税金資産(流動) | 繰延税金資産(流動) |
| 賞与引当金繰入超過額 1,309 | 賞与引当金繰入超過額 886 |
| その他 334 | その他 255 |
| 1,644 | 1,142 |
| 繰延税金資産(固定) | 繰延税金資産(固定) |
| 投資有価証券等評価損 79 | 投資有価証券等評価損 60 |
| 関係会社株式評価損 185 | 関係会社株式評価損 185 |
| 退職給付引当金超過額 302 | 退職給付引当金超過額 333 |
| 子会社投資損失引当金 234 | 固定資産減価償却超過額 234 |
| 固定資産減価償却超過額 249 | その他 99 |
| その他 64 | 912 |
| 1,115 | 繰延税金資産合計 2,054 |
| 繰延税金資産合計 2,759 | |
| 繰延税金負債(固定) | 繰延税金負債(固定) |
| その他有価証券評価差額金 83 | その他有価証券評価差額金 43 |
| 繰延税金負債合計 83 | 繰延税金負債合計 43 |
| 繰延税金資産の純額 2,676 | 繰延税金資産の純額 2,010 |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 40.6% | 法定実効税率 40.6% |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 30.3% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.7% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 27.1% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 7.3% |
| 海外子会社の留保利益の影響額等 13.9% | 海外子会社の留保利益の影響額等 0.5% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.5% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.5% |

(関連当事者情報)

第51期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|------------|--------|---------------|-------|-------------------|---------------------|---------------------|-----------|----|-----------|
| 親会社 | 住友信託銀行株式会社 | 大阪市中央区 | 342,037 | 信託銀行業 | (被所有) 直接 98.59 | ストックオプション(新株予約権)の行使 | ストックオプション(新株予約権)の行使 | 1,908 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権(権利行使価格:1株当たり159円)を行使した住友信託銀行株式会社に対し12,000,000株の普通株式を発行しております。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式(85,000株)を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) |
|-------------|----------------|---------|---------------|-------|-------------------|---------------|---|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 日興コーディアル証券株式会社 | 東京都千代田区 | 149,594 | 証券業 | なし | 投資信託受益証券の募集販売 | 信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注)1 (注)2 | 5,068 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。
- 2 平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社が当社の親会社となり、日興コーディアル証券株式会社は当社の関連当事者ではなくなりました。上記の金額は、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間の取引金額であります。また、資本金又は出資金の金額は、平成21年9月30日の資本金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成21年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|----------|-----------|
| 資産合計 | 10,090百万円 |
| 負債合計 | 1,626百万円 |
| 純資産合計 | 8,464百万円 |
| 営業収益 | 10,606百万円 |
| 税引前当期純利益 | 4,405百万円 |
| 当期純利益 | 3,482百万円 |

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------|--------|-------------------|-------|---------------------------|---------------|---|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 住友信託銀行株式会社 | 大阪市中央区 | 342,037 | 信託銀行業 | (被所有) 直接 98.60 (注2) | 投資信託受益証券の募集販売 | 信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1) | 308 | 未払手数料 | 24 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税が含まれております。

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式(109,600株)を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千SGD) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) |
|-----|--|---------|--------------------|-------------|-------------------|-----------|-----------|---------------|
| 子会社 | Nikko Asset Management Singapore Limited | シンガポール国 | 115,000 | アセットマネジメント業 | 直接 100.00 | - | 増資の引受(注1) | 7,351 |

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った112,500千株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成22年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|-------|----------|
| 資産合計 | 9,325百万円 |
| 負債合計 | 1,342百万円 |
| 純資産合計 | 7,982百万円 |

| | |
|----------|----------|
| 営業収益 | 9,228百万円 |
| 税引前当期純利益 | 3,523百万円 |
| 当期純利益 | 2,729百万円 |

(セグメント情報等)

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | |
|---|---------|---|---------|
| 1株当たり純資産額 | 210円58銭 | 1株当たり純資産額 | 224円92銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 3円64銭 | 1株当たり当期純利益 | 16円22銭 |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。</p> | | <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。</p> | |

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

| 項目 | 第51期 (平成22年 3月31日) | 第52期 (平成23年 3月31日) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円) | 41,470 | 44,287 |
| 普通株式に係る純資産額(百万円) | 41,470 | 44,287 |
| 差額の主な内訳(百万円) | | |
| 新株予約権 | - | - |
| 普通株式の発行済株式数(千株) | 197,013 | 197,013 |
| 普通株式の自己株式数(千株) | 85 | 110 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株) | 196,928 | 196,903 |

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

| 項目 | 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--|--|--|
| 損益計算書上の当期純利益又は当期純損失() (百万円) | 696 | 3,195 |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (百万円) | 696 | 3,195 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 190,975 | 196,926 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション(1) 19,559,100株 | 平成21年度ストックオプション(1) 19,328,100株、平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株 |

(重要な後発事象)

| 第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--|--|
| - | - |

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

- 2 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第53期中間会計期間
(平成23年9月30日)

| 資産の部 | | |
|------------|---|--------|
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 17,081 |
| 未収委託者報酬 | | 5,482 |
| 未収収益 | | 589 |
| 関係会社短期貸付金 | | 434 |
| 繰延税金資産 | | 678 |
| その他 | 2 | 1,292 |
| 流動資産合計 | | 25,558 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 217 |
| 無形固定資産 | | 84 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 2,765 |
| 関係会社株式 | | 24,320 |
| 長期差入保証金 | | 784 |
| 繰延税金資産 | | 982 |
| その他 | | 60 |
| 投資その他の資産合計 | | 28,913 |
| 固定資産合計 | | 29,214 |
| 資産合計 | | 54,773 |

(単位：百万円)

第53期中間会計期間
(平成23年9月30日)

| | |
|--------------|--------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 2,944 |
| 未払費用 | 3,149 |
| 未払法人税等 | 687 |
| 未払消費税等 | 231 |
| 賞与引当金 | 1,130 |
| 役員賞与引当金 | 100 |
| その他 | 1,588 |
| 流動負債合計 | 9,831 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 859 |
| その他 | 55 |
| 固定負債合計 | 915 |
| 負債合計 | 10,746 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 17,363 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | 5,220 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 21,604 |
| 利益剰余金合計 | 21,604 |
| 自己株式 | 68 |
| 株主資本合計 | 44,119 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 92 |
| 評価・換算差額等合計 | 92 |
| 純資産合計 | 44,027 |
| 負債純資産合計 | 54,773 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第53期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

| | | |
|--------------|---|--------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 29,617 |
| その他営業収益 | | 1,070 |
| 営業収益合計 | | 30,688 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 28,229 |
| 営業利益 | | 2,459 |
| 営業外収益 | 2 | 814 |
| 営業外費用 | 3 | 181 |
| 経常利益 | | 3,091 |
| 特別利益 | 4 | 1 |
| 特別損失 | 5 | 1 |
| 税引前中間純利益 | | 3,091 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 632 |
| 法人税等調整額 | | 456 |
| 中間純利益 | | 2,002 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | | 第53期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) | |
|-----------|-------|---|--|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 当期首残高 | | 17,363 | |
| 当中間期末残高 | | <u>17,363</u> | |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 当期首残高 | | 5,220 | |
| 当中間期末残高 | | <u>5,220</u> | |
| その他資本剰余金 | | | |
| 当期首残高 | | 4 | |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の処分 | | <u>4</u> | |
| 当中間期変動額合計 | | <u>4</u> | |
| 当中間期末残高 | | <u>-</u> | |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | | 5,225 | |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の処分 | | <u>4</u> | |
| 当中間期変動額合計 | | <u>4</u> | |
| 当中間期末残高 | | <u>5,220</u> | |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | | 21,703 | |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | 1,502 | |
| 中間純利益 | 2,002 | | |
| 自己株式の処分 | | <u>599</u> | |
| 当中間期変動額合計 | | <u>99</u> | |
| 当中間期末残高 | | <u>21,604</u> | |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | | 21,703 | |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | 1,502 | |
| 中間純利益 | 2,002 | | |
| 自己株式の処分 | | <u>599</u> | |
| 当中間期変動額合計 | | <u>99</u> | |
| 当中間期末残高 | | <u>21,604</u> | |

| | | |
|-----------------------|---------------|-----------|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | | 68 |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 8,700 | |
| 自己株式の処分 | <u>8,700</u> | |
| 当中間期変動額合計 | <u>-</u> | |
| 当中間期末残高 | | <u>68</u> |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 44,224 | |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,502 | |
| 中間純利益 | 2,002 | |
| 自己株式の取得 | 8,700 | |
| 自己株式の処分 | <u>8,095</u> | |
| 当中間期変動額合計 | <u>104</u> | |
| 当中間期末残高 | <u>44,119</u> | |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | | 63 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | <u>156</u> | |
| 当中間期変動額合計 | <u>156</u> | |
| 当中間期末残高 | <u>92</u> | |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | | 63 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | <u>156</u> | |
| 当中間期変動額合計 | <u>156</u> | |
| 当中間期末残高 | <u>92</u> | |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 44,287 | |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,502 | |
| 中間純利益 | 2,002 | |
| 自己株式の取得 | 8,700 | |
| 自己株式の処分 | 8,095 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | <u>156</u> | |
| 当中間期変動額合計 | <u>260</u> | |
| 当中間期末残高 | <u>44,027</u> | |

重要な会計方針

| 項目 | 第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|-----------------------------|--|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> |
| 4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> |

追加情報

| 第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|--|
| <p>1 第53期中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p> <p>2 平成22年12月6日付Share Purchase Agreementに基づき、平成23年9月30日、当社はDBS Bank Ltd.に対して、第1回新株予約権を付与いたしました。これにより、DBS Bank Ltd.は今後の販売状況に応じ、当社株式を最大で1.5%（第53期中間会計期間末現在2,955,200株に相当）取得する権利を有しております。なお、当中間会計期間末時点において権利確定している新株予約権はありません。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 第53期中間会計期間 (平成23年 9月30日) |
|--|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額 1,578 百万円</p> <p>2 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務101百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務146百万円に対して保証を行っております。</p> |

(中間損益計算書関係)

| 第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) | |
|--|---------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 47 百万円 |
| 無形固定資産 | 16 百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取利息 | 3 百万円 |
| 受取配当金 | 752 百万円 |
| 時効成立分配金・償還金 | 34 百万円 |
| 有価証券償還益 | 19 百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 5 百万円 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 70 百万円 |
| 支払源泉所得税 | 74 百万円 |
| 4 特別利益のうち主要なもの | |
| 投資有価証券売却益 | 1 百万円 |
| 5 特別損失のうち主要なもの | |
| 固定資産処分損 | 1 百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第53期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 109,600 | 14,283,400 | 14,283,400 | 109,600 |

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会計 期間末残高 (百万円) |
|------------------------|--------------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| | | 当事業年度期首 | 当中間会計期 間増加 | 当中間会計期 間減少 | 当中間会計期 間末 | |
| 平成21年度ストックオプション (1) | 普通株式 | 19,328,100 | - | 49,500 | 19,278,600 | - |
| 平成21年度ストックオプション (2) | 普通株式 | 1,702,800 | - | 9,900 | 1,692,900 | - |
| 平成22年度ストックオプション (1) | 普通株式 | 2,310,000 | - | - | 2,310,000 | - |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | - | 2,955,200 | - | 2,955,200 | - |
| 合計 | | 23,340,900 | 2,955,200 | 59,400 | 26,236,700 | - |

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)及び平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。

4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)、平成22年度ストックオプション(1)及び第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年5月23日 取締役会 | 普通株式 | 1,502 | 7.63 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月22日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) | |
|--|-----------|
| 1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 736 百万円 |
| 1年超 | 1,918 百万円 |
| 合計 | 2,655 百万円 |

(金融商品関係)

第53期中間会計期間（平成23年9月30日）

1 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください）。

| | 中間貸借対照表 計上額()(百万円) | 時価() (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------|------------------------|----------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 17,081 | 17,081 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,482 | 5,482 | - |
| (3) 未収収益 | 589 | 589 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 2,617 | 2,617 | - |
| (5) 関係会社株式 子会社株式 | 1,404 | 1,408 | 3 |
| (6) 未払金 | (2,944) | (2,944) | - |
| (7) 未払費用 | (3,149) | (3,149) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場

価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

(有価証券関係)

第53期中間会計期間(平成23年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------|---------------------|-------------|-------------|
| 子会社株式 | 1,404 | 1,408 | 3 |
| 合計 | 1,404 | 1,408 | 3 |

(注) 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | 26 | 7 | 19 |
| | その他 | 971 | 901 | 69 |
| | 小計 | 997 | 908 | 89 |
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの | その他 | 1,620 | 1,864 | 244 |
| | 小計 | 1,620 | 1,864 | 244 |
| 合計 | | 2,617 | 2,773 | 155 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

| 第53期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) | |
|---|----------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 | (単位：百万円) |
| (1) 関連会社に対する投資の金額 | 2,892 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 | 4,320 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 467 |

(ストックオプション等関係)

第53期中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第53期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

| 第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) | |
|---|---------|
| 1株当たり純資産額 | 223円59銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 10円23銭 |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。</p> | |

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

| 項目 | 第53期中間会計期間 (平成23年 9月30日) |
|------------------------------|-----------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円) | 44,027 |
| 普通株式に係る純資産額(百万円) | 44,027 |
| 差額の主な内訳(百万円) | |
| 新株予約権 | - |
| 普通株式の発行済株式数(千株) | 197,013 |
| 普通株式の自己株式数(千株) | 110 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株) | 196,903 |

2 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎

| 項目 | 第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|--|---|
| 中間純利益(百万円) | 2,002 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 2,002 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 195,654 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション(1) 19,278,600株 平成21年度ストックオプション(2) 1,692,900株 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株 第1回新株予約権 2,955,200株 |

(重要な後発事象)

第53期中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

新株予約権(ストックオプション)の付与

当社は、平成23年9月16日開催の臨時株主総会及び取締役会の決議に基づき、平成23年10月7日にストックオプションとして新株予約権を当社、当社子会社の取締役及び従業員186名に付与いたしました。

| | |
|---------------------|--------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,849個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 6,101,700株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり金737円(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年10月7日から平成33年10月6日まで |

(注) 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、行使価額は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成23年3月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|---|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(平成23年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成23年3月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|-------------------------------|
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| シティバンク銀行株式会社 | 123,100百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」、「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月25日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界のサイフ（資産成長型）の平成21年10月14日から平成22年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界のサイフ（資産成長型）の平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年11月16日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界のサイフ（資産成長型）の平成22年10月13日から平成23年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界のサイフ（資産成長型）の平成23年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。